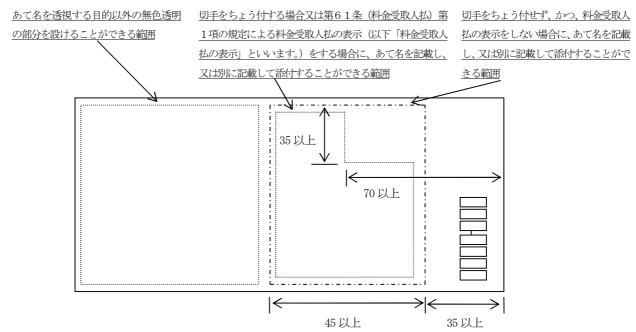
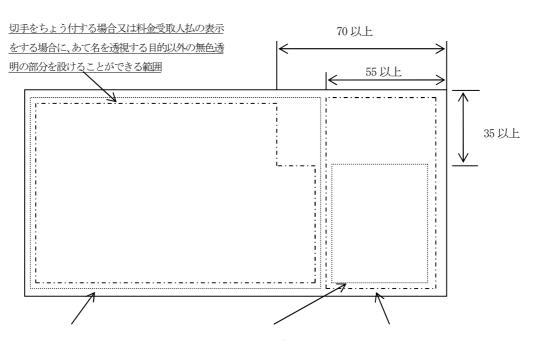
- 別記11 ビニール樹脂、ポリエチレン樹脂等の合成樹脂を主たる材料とする封筒又は袋を包装に使用した郵便 物等の形状
- 第1 ビニール樹脂、ポリエチレン樹脂等の合成樹脂を主たる材料とする封筒又は袋を包装に使用した郵便物の 形状
 - 1 あて名を記載した面(無色透明の部分を除きます。)は、内容物が透視できないものとします。ただし、封筒裁断、溶断部分等の外周部に設けた透明部分でその幅が4ミリメートル以下のもの(その透明部分に封筒裁断の機械処理のために目印を設ける場合は、その目印はその透明部分以外の部分と接触する大きさとします。)にあっては、この限りでありません。
 - 2 郵便物の表面に無色透明の部分を設ける場合は、次のとおりとします。この場合、その無色透明の部分(1 のただし書の規定により設ける透明部分を除きます。)から透視される内容物又は郵便物の裏面が無色透明でないものとします。
 - (1) 第11条(あて名の記載方法)第1項(ただし書を除きます。)の規定により、あて名を記載し、又は別に記載して添付し、かつ、無色透明の部分を設ける場合は、次のとおりとします。
 - ア 受取人の住所又は居所の郵便番号を郵便番号記入枠の中に記入する場合は、図1のとおりとします。 イ ア以外の場合は、図2のとおりとします。
 - (2) 第11条(あて名の記載方法)第1項ただし書の規定により、あて名を透視できる無色透明の部分を設け、かつ、それ以外の無色透明の部分を設けない場合は、図3のとおりとします。
 - (3) 第11条(あて名の記載方法)第1項ただし書の規定により、あて名を透視できる無色透明の部分を設け、かつ、それ以外の無色透明の部分を設ける場合は、次のとおりとします。
 - ア あて名を透視できる無色透明の部分の左側部にそれ以外の無色透明の部分を設ける場合は、図4のと おりとします。
 - イ あて名を透視できる無色透明の部分の右側部にそれ以外の無色透明の部分を設ける場合は、図5のと おりとします。
 - 3 静電気の帯電防止のための処理を行ったものとします。
- 第2 第9条 (郵便物の包装) 第1項ただし書の規定により包装を省略した郵便物でビニール樹脂、ポリエチレン樹脂等の合成樹脂を主たる材料としたものの形状
 - 1 郵便物の表面に無色透明の部分がないものとします。
 - 2 静電気の帯電防止のための処理を行ったものとします。



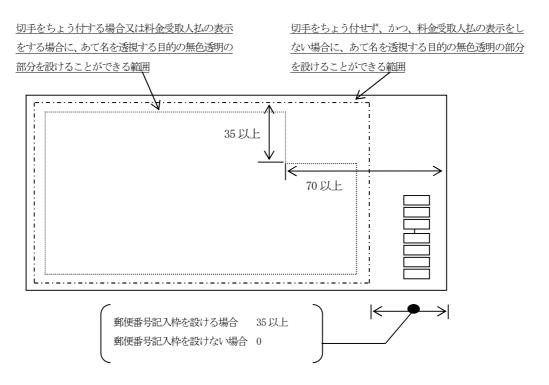
備考

- 1 あて名記載部分の最小限は、長辺8センチメートル、短辺4.5センチメートルを標準とします。図2において同じとします。
- 2 封筒又は袋の端からの距離は、封筒裁断、溶断部分等の外周部に幅4ミリメートル以下の透明部分を設けた場合には、その部分の距離は含みません。図2から図5までにおいて同じとします。
- 3 封筒は、図の横長のもののほか、縦長のものでも使用することができます。縦長のものを使用する場合は図の右側が上部になります。図2から図5までにおいて同じとします。
- 4 寸法の単位は、ミリメートルとします。図2から図5までにおいて同じとします。

図2

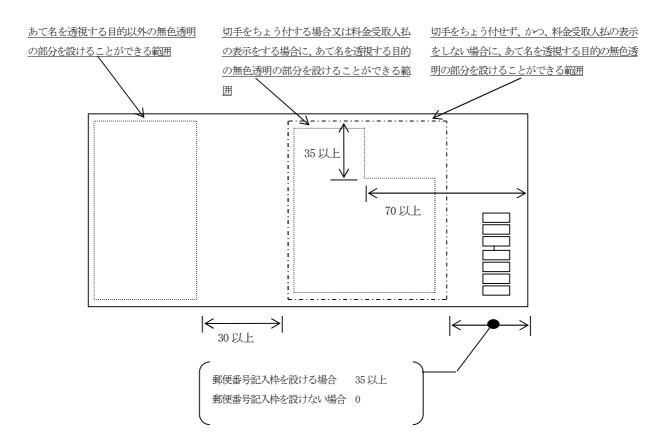


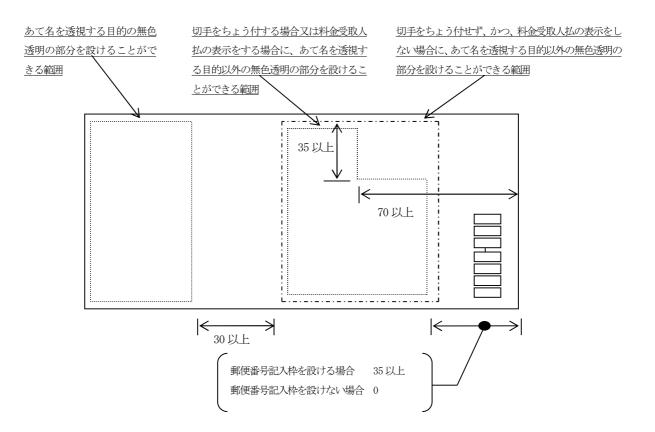
切手をちょう付せず、かつ、料金受取 人払の表示をしない場合に、あて名を 透視する目的以外の無色透明の部分 を設けることができる範囲 切手をちょう付する場合又は料金受取人 払の表示をする場合に、あて名を記載し、 又は別に記載して添付することができる 範囲 切手をちょう付せず、かつ、料金受取人 払の表示をしない場合に、あて名を記載 し、又は別に記載して添付することがで きる範囲



備考 あて名を透視する目的の無色透明の部分は、長辺8センチメートル以上、短辺4.5センチメートル以上の長方形のものに限ります。図4及び図5において同じとします。

図4





備考 あて名を透視する目的以外の無色透明の部分は、長さ6センチメートル、幅3センチメートルを超えないもの一に限り設けることができます。

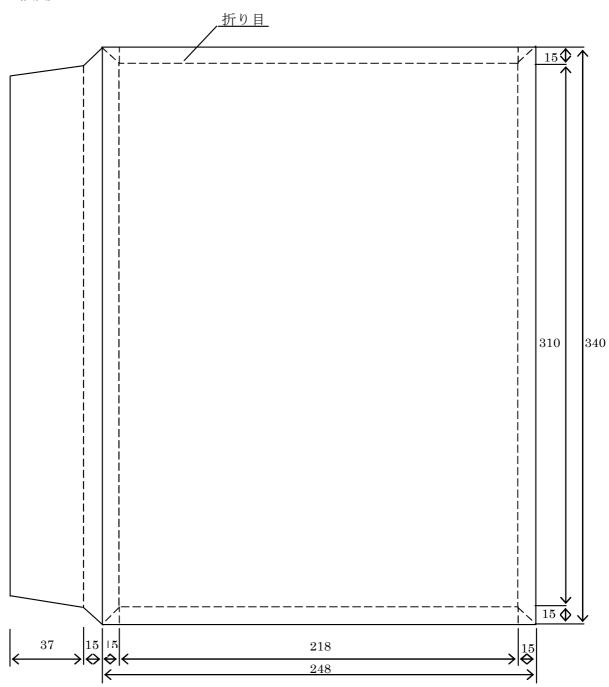
別記11の2 郵便区内特別郵便物の差出事業所である地域区分局

都道府県名	事 業 所 名
北海道	旭川東郵便局、帯広郵便局、北見郵便局、道央札幌郵便局、苫小牧郵便局及び函館中央郵便局
青森県	青森西郵便局
岩手県	岩手郵便局
宮城県	新仙台郵便局
山形県	山形南郵便局
福島県	郡山東郵便局
茨城県	土浦郵便局及び水戸中央郵便局
栃木県	宇都宮東郵便局
群馬県	群馬南郵便局
埼玉県	川越西郵便局、新岩槻郵便局及び東京北部郵便局
千葉県	市川南郵便局及び千葉中央郵便局
神奈川県	神奈川西郵便局及び川崎東郵便局
山梨県	甲府中央郵便局
東京都	新東京郵便局及び東京多摩郵便局
新潟県	新潟郵便局
長野県	長野東郵便局及び松本南郵便局
富山県	富山西郵便局
石川県	新金沢郵便局
福井県	福井南郵便局
岐阜県	岐阜中央郵便局
静岡県	静岡郵便局及び浜松西郵便局
愛知県	豊橋南郵便局及び名古屋神宮郵便局
三重県	四日市西郵便局
京都府	京都郵便局
大阪府	新大阪郵便局
兵庫県	尼崎郵便局、神戸中央郵便局及び姫路郵便局
奈良県	奈良中央郵便局
和歌山県	和歌山中央郵便局
鳥取県	米子郵便局
島根県	松江中央郵便局
岡山県	岡山郵便局
広島県	広島郵便局
山口県	山口郵便局
徳島県	徳島中央郵便局
香川県	高松南郵便局
愛媛県	松山西郵便局
高知県	高知東郵便局
福岡県	北九州中央郵便局、久留米東郵便局及び新福岡郵便局
長崎県	大村郵便局
熊本県	熊本北郵便局
大分県	大分東郵便局
宮崎県	宮崎中央郵便局
鹿児島県	鹿児島郵便局
沖縄県	那覇中央郵便局

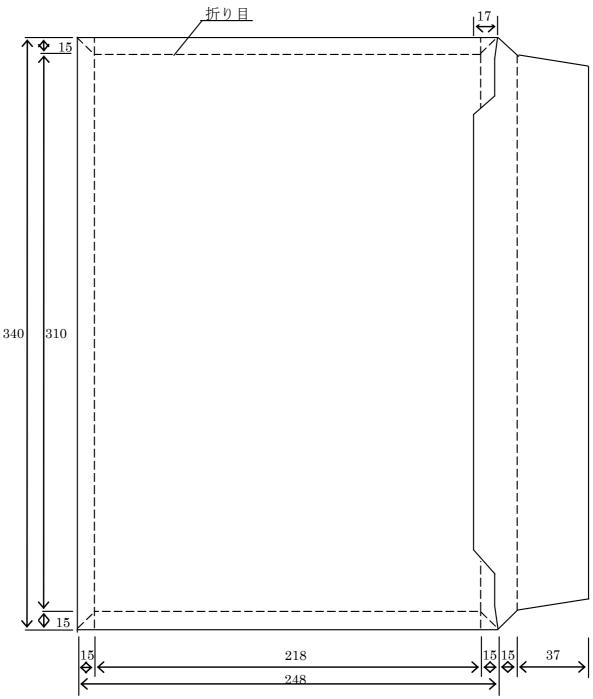
別記12 特定封筒の規格及び様式

- 1 交付記録郵便物用特定封筒以外の特定封筒
 - (1) 小型特定封筒以外の特定封筒

(表面)



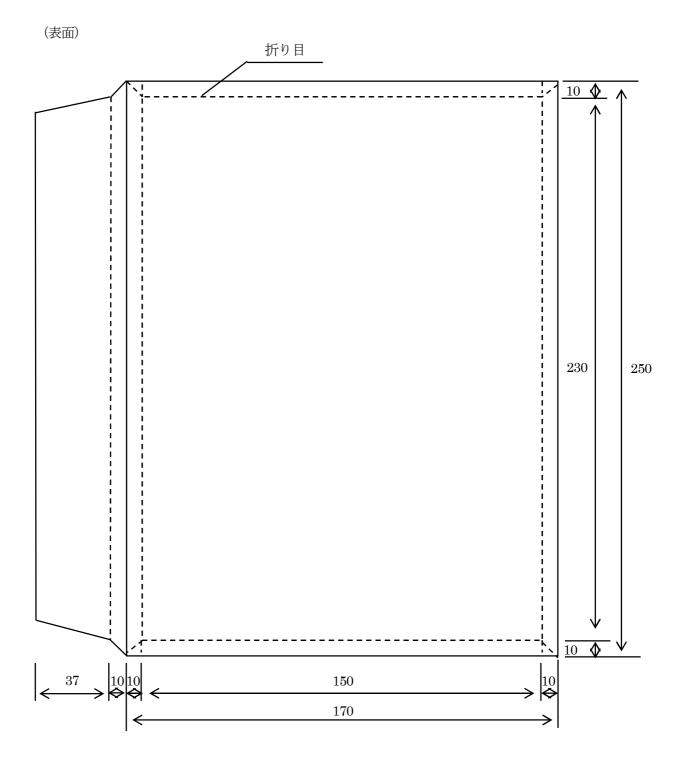
(裏面)



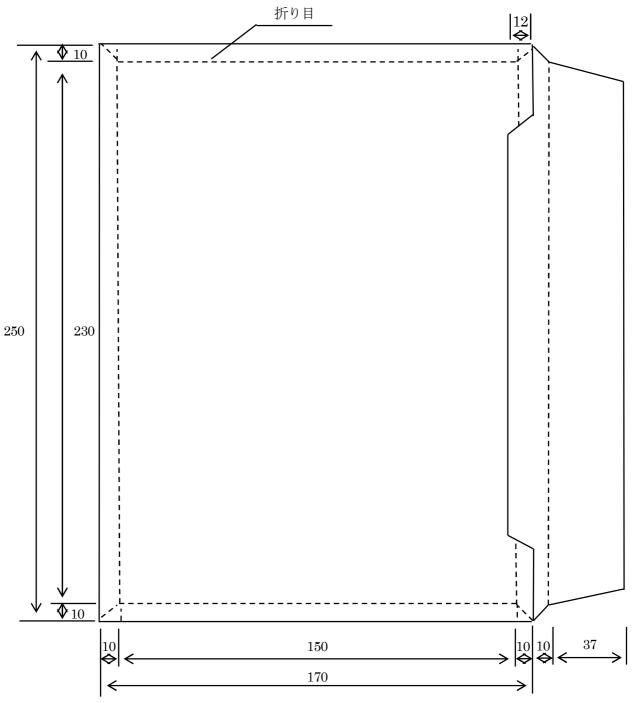
備考

- 1 寸法の単位は、ミリメートルとします。
- 2 紙質及び厚さは、筆書及び送達に支障がないものとします。
- 3 色彩は、白色又は淡色とします。
- 4 表面部の左上部には、料額印面を付けます。
- 5 表面の上部には、受取人の住所又は居所の郵便番号記入枠を印刷します。
- 6 表面部には、差出人及び受取人の氏名及び住所又は居所等を記載する欄を印刷します。
- 7 表面部及び裏面部には、絵画、写真、書、図、字句、模様又は差出人の住所若しくは居所の郵便番号記入枠を印刷することがあります。

(2) 小型特定封筒



(裏面)

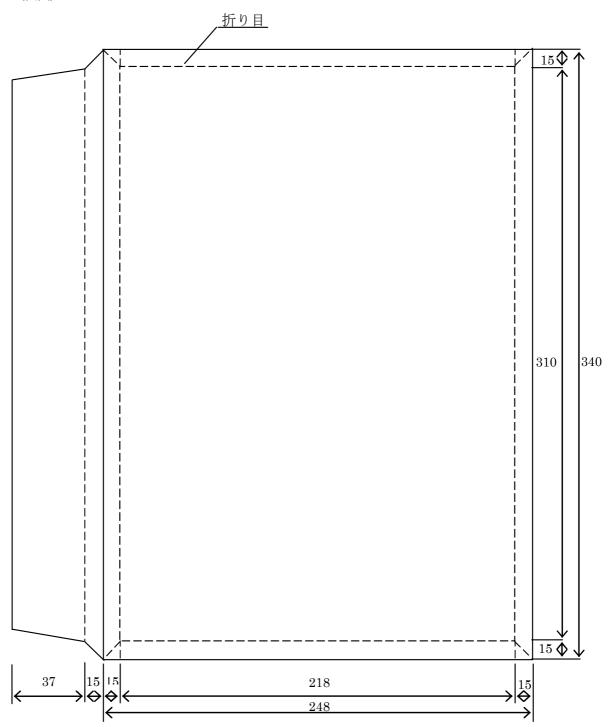


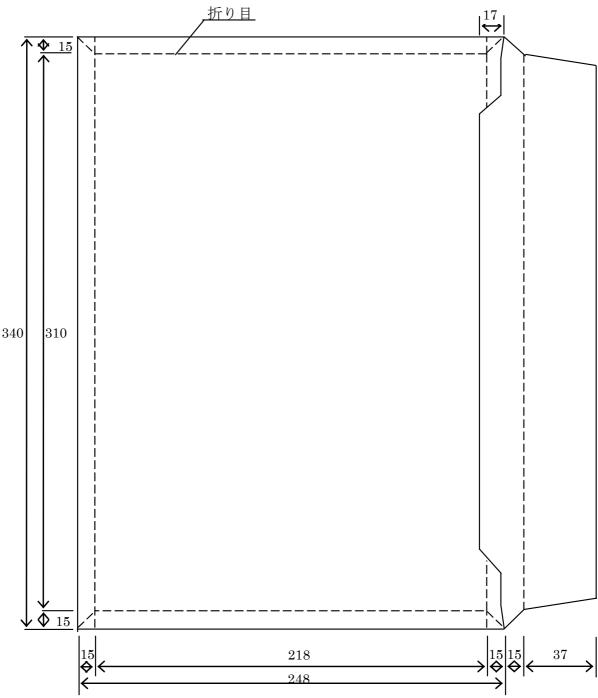
備考

- 1 寸法の単位は、ミリメートルとします。
- 2 紙質及び厚さは、筆書及び送達に支障がないものとします。
- 3 色彩は、白色又は淡色とします。
- 4 表面部の左上部には、料額印面を付けます。
- 5 表面の上部には、受取人の住所又は居所の郵便番号記入枠を印刷します。
- 6 表面部には、差出人及び受取人の氏名及び住所又は居所等を記載する欄を印刷します。
- 7 表面部及び裏面部には、絵画、写真、書、図、字句、模様又は差出人の住所若しくは居所の郵便番号記入枠を印刷することがあります。

2 交付記録郵便物用特定封筒







備考

- 1 寸法の単位は、ミリメートルとします。
- 2 紙質及び厚さは、筆書及び送達に支障がないものとします。
- 3 色彩は、白色又は淡色とします。
- 4 表面部の左上部には、料額印面を付けます。
- 5 表面部には、「交付記録」の文字を表示します。
- 6 表面部の下部には、郵便物の配達証をはり付けます。
- 7 表面部の上部には、受取人の住所又は居所の郵便番号記入枠を印刷します。
- 8 表面部には、差出人及び受取人の氏名及び住所又は居所等を記載する欄を印刷します。
- 9 表面部及び裏面部には、絵画、写真、書、図、字句、模様又は差出人の住所若しくは居所の郵便番号記入枠を印刷することがあります。

別記13 封筒の材質等に関する条件

第1 封筒又は袋を包装に使用した郵便物

紙又はビニール樹脂、ポリエチレン樹脂等の合成樹脂を主たる材料とする封筒又は袋(以下単に「封筒」といいます。)を包装に使用した郵便物であって、紙の封筒を包装に使用したものについては、1及び2の条件に適合し、その合成樹脂を主たる材料とする封筒を包装に使用したものについては、1及び3から9までの条件に適合したものとします。

1 郵便物の柔軟性

- (1) 70ミリメートルの間隔で平行に置いた線状の支点に、郵便物をその短辺がその線状の支点と平行になるように乗せ、その郵便物の上から支点間の中心線上に19.6ニュートン(2キログラム重)の荷重をかけたときの加重部分のたわみが、郵便物のいずれの位置を測定しても5ミリメートル以上となる柔軟性を有するものとします(図1及び図2参照)。
- (2) 木製、樹脂製、合成樹脂製、金属製、鉱物製及び圧縮材料製の硬い物を内容物とする場合は、その内容物が郵便物内部で移動しないようにして、(1)の柔軟性を保つものとします。
- 2 ミシン目入り封筒の条件

封筒の開封を容易にするために開封用のミシン目を設ける場合は、次のいずれかとします。

(1) ハ型のミシン目を設ける場合 郵便物にハ型のミシン目を1本設け、そのミシン目は、歯の長さ3ミリメートル以下、止めの長さ1ミ リメートル以上とします(図3参照)。

(2) 直線又は波型のミシン目を設ける場合

ア 郵便物の表面及び裏面に直線又は波型のミシン目を1本の直線状に設け、そのミシン目を設ける位置 及びミシン目の歯と止めの長さは、次に掲げる区分に従い、それぞれ次のとおりとします(図4参照)。

(ア) 郵便物の重量が25グラムまでのもの

ミシン目は、いずれか一方の短辺付近に、その辺に平行して設け、歯の長さ2ミリメートル以下、 止めの長さ1ミリメートル以上とします(図5参照)。

(イ) 郵便物の重量が25グラムを超えるもの

ミシン目は、切手等のちょう付位置又は別納郵便物、後納郵便物等を示す表示位置を左上部とした場合(以下、上下の位置は同様とします。)に下端となる短辺付近に、その辺に平行して設け、歯の長さ1.5ミリメートル以下、止めの長さ1ミリメートル以上とします(図6参照)。

- イ 郵便物の裏面に直線又は波型のミシン目を1本の直線状若しくは2本並行して直線帯状又は山型に設け、そのミシン目を設ける位置及びミシン目の歯と止めの長さは、次に掲げる区分に従い、それぞれ次のとおりとします。
 - (ア) 1本の直線状又は2本並行して直線帯状に設ける場合

ミシン目は、郵便物の裏面下端となる短辺付近に、その辺と平行して設け、歯と止めの長さは次のとおりとします(図7参照)。

A 郵便物の重量が25グラムまでのもの

歯の長さ5ミリメートル以下、止めの長さ2ミリメートル以上又は歯の長さ6ミリメートル以下、 止めの長さ3ミリメートル以上とします。

- B 郵便物の重量が25グラムを超えるもの 歯の長さ4ミリメートル以下、止めの長さ2ミリメートル以上とします。
- (4) 山型に設ける場合

ミシン目は、郵便物の重量にかかわらず、郵便物の裏面上端となる短辺から裏面下端となる短辺に向かって、又は裏面下端となる短辺から裏面上端となる短辺に向かって、山の高さ85ミリメートル以下に設け、歯の長さ5ミリメートル以下、止めの長さ2ミリメートル以上又は歯の長さ6ミリメートル以下、止めの長さ3ミリメートル以上とします(図8参照)。

- ウ 長尺の紙を数回折り畳むことにより封筒状に形成し、端部を接着したものにあっては、ア及びイの規定にかかわらず、直線又は波型のミシン目を、郵便物の両短辺付近及びいずれか一方の長辺付近にそれぞれの辺に平行して1本の直線状に設け、そのミシン目は、歯の長さ2ミリメートル以下、止めの長さ1ミリメートル以上とすることができます(図9及び図10参照)。
- 3 郵便物の表面に無色透明部分を設けることのできる範囲

第11条(あて名の記載方法)第1項ただし書の規定によりあて名を透視できるようにした無色透明の部分及びそれ以外の無色透明の部分(以下「あて名を透視できる無色透明部分等」といいます。)を設ける範囲は、日本工業規格S5502の窓付き封筒の窓の位置に準じます。ただし、封筒の端に透明部分が存在する場合は、封筒の端からの距離は、塗装された部分を基準とします(図11参照)。

- 4 熱溶着部分の溶着強さ及び位置
 - (1) 熱溶着部分が容易に破損しないものとします。
 - (2) 二軸延伸ポリプロピレンフィルム (OPP) のような熱溶着性の弱い素材を使用する場合は、熱溶着部分を中央部に設けるもの若しくは溶着幅が3ミリメートル以上の熱溶着部分を長辺部分若しくは短辺部分に設けるもの又は熱溶着性の強い無延伸ポリプロピレンフィルム (CPP) 素材等をはり合わせる等により接着性の強いものとします。
- 5 密閉性の回避

封筒の破裂防止に有効な空気抜きの穴を、次のとおり設けます。ただし、フラップ(封筒の中に内容物を確実にとどめるために折り曲げる部分をいいます。以下同じとします。)が密閉されず、圧力等をかけた場合でも破裂のおそれがない場合は、この限りでありません。

(1) 穴の位置

下端となる短辺から40ミリメートル以上離れた位置に設けます。

- (2) 穴の個数
 - ア 封筒の中央部で熱溶着する方式の場合 封筒の上部から下部まで均等に4個以上とします。
 - イ 封筒の両側で熱溶着する方式の場合 封筒の下部に1~2個程度とします。
- (3) 穴の大きさ

直径3~5ミリメートルの円形とします。

6 封筒表面の印刷と透過濃度

あて名を透視できる無色透明部分等を除き、封筒の表面全面にわたり裏面を透視できない濃さの印刷処理を施します。ただし、封筒裁断、溶接部分等の外周部に設けた幅4ミリメートル以下の透明部分については、この限りでありません。

7 封筒のあて名記載面のマット印刷加工

切手等のはり付け、通信日付印等の押印、筆書その他郵便物として差し出された場合における取扱いに支 障がないような加工等を、あて名記載面全体(あて名を透視できる無色透明部分等を除きます。)に均一な 厚さで施します。

8 フラップの位置

フラップは、切手等のちょう付位置又は別納郵便物、後納郵便物等を示す表示位置に近接した短辺部分又は長辺部分に設けます(図12参照)。また、フラップは、封筒の納入口又はこれに相当する部分の全部を送達中容易に開かないように封じるために折り曲げたとき、あて名記載面と重ならない位置に設けます。

9 封筒の自立性

封筒の自立性は、次のいずれかとします。

- (1) 封筒に内容物を入れず、又は封筒との大きさの差が5ミリメートル以内の内容物を入れた状態で、封筒の最下部をつまんで封筒を立たせた場合に折れ曲がりを生じないものとします。この場合、封筒の大きさには熱溶着部分等の封筒の周辺部を含むものとします。
- (2) 封筒自身のこわさは、二軸延伸ポリプロピレンフィルム(OPP)の厚さ40マイクロメートルの封筒のこわさと同等以上であり、封筒に内容物を入れ、内容物を片側の端に寄せた場合に、封筒と内容物の空きが封筒の長辺方向で20ミリメートル以下、封筒の短辺方向で10ミリメートル以下とします(図13参照)。この場合、封筒の大きさには、熱溶着部分等の封筒の周辺部を含みます。
- 第2 第9条 (郵便物の包装) 第1項ただし書の規定により包装を省略した郵便物
 - 1 材質

紙とします。

2 柔軟性

第1の1の(1)と同じとします。

図1

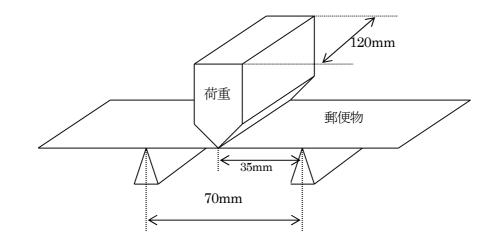


図2

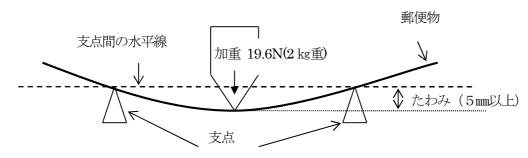
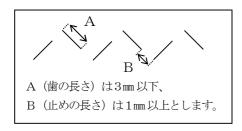
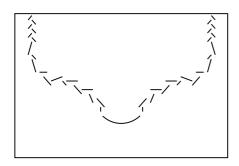


図3

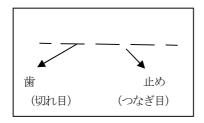
ハ型のミシン目



ハ型のミシン目を設けた例







波型のミシン目

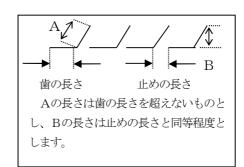


図5

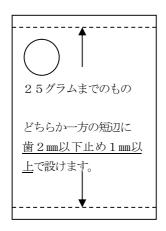


図6

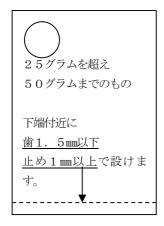
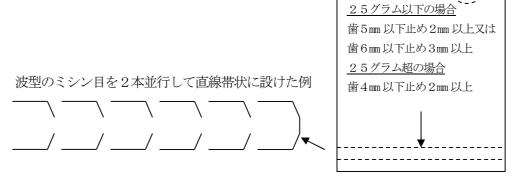


図7



- 147 -

(裏面)



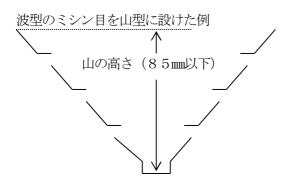
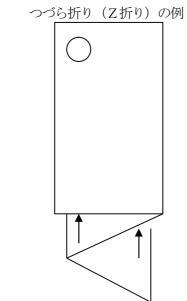


図9



巻き折りの例

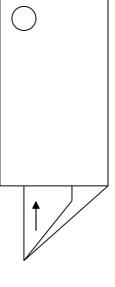


図10

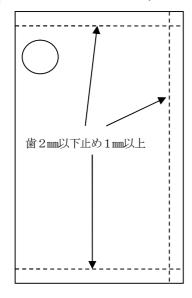


図11 封筒の端からあて名を透視できる無色透明部分等までの距離

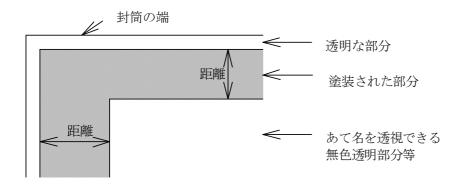


図12 フラップの位置

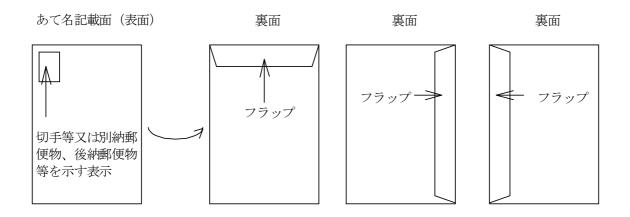
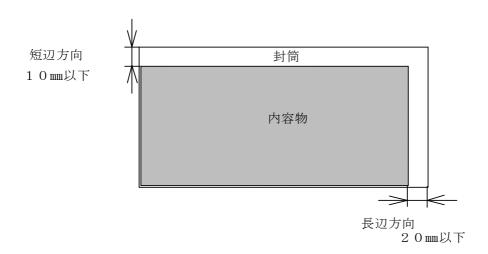


図13 封筒と内容物の空き



別記14 郵便物の受取人の住所又は居所等をバーコードに変換し記載する方法

第1 用語の定義

この別記において使用する用語については、それぞれ次の意味で使用します。

1 カスタマバーコード

バーコード付郵便区内特別郵便物及びバーコード付郵便物に記載するバーコード

2 スタートコード

カスタマバーコードの始点を表す記号

3 ストップコード

カスタマバーコードの終点を表す記号

4 制御コード

数字、ハイフン以外の情報を表す場合に使用する記号

5 カスタマバーコードキャラクタ

数字、ハイフン及びアルファベットの各文字の情報を表す記号

6 チェックデジット

カスタマバーコードを機械が読み取る際に、誤読の有無を判定するために使用する情報

7 郵便番号

6けた目及び7けた目が「00」以外の郵便番号

8 個別郵便番号

特定の受取人に設定した郵便番号

9 受取人払郵便物用バーコード

受取人払郵便物に用いる封筒、郵便葉書又は用紙の表面に記載するバーコード

10 縦方向基準線

バー印字の基準とする縦方向の直線であり、すべてのバーの縦方向基準線は、互いに平行となるものとします。

11 横方向基準線

バー印字の基準とする横方向の直線であり、すべてのバーの横方向基準線は、一直線上に配置するものと します。

12 カスタマバーコードにおいて使用するバー

縦方向基準線と平行な2本の直線及び横方向基準線と平行な2本の直線で囲まれる領域を黒色又は濃青色で印字するバーであり、縦方向基準線と平行な直線及び横方向基準線と平行な2本の直線の位置は、それぞれ次のとおりとします。

(1) 縦方向基準線と平行な2本の直線の位置

縦方向基準線と平行な2本の直線は、縦方向基準線と横方向基準線の交点から図4中のバー幅基準寸法の2分の1の距離にある横方向基準線上の左右の2点を通るものとします。

(2) 横方向基準線と平行な2本の直線の位置

横方向基準線と平行な2本の直線は、次のとおりとします。

ア ロングバー

縦方向基準線と横方向基準線の交点から図4中のロングバー長さ基準寸法の2分の1の距離にある縦 方向基準線上の上下の2点を通るもの

イ タイミングバー

縦方向基準線と横方向基準線の交点から図4中のタイミングバー長さ基準寸法の2分の1の距離にある縦方向基準線上の上下の2点を通るもの

ウ セミロングバー (上)

縦方向基準線と横方向基準線の交点から、図4中のロングバー長さ基準寸法の2分の1の距離にある 縦方向基準線上の上側の1点及び図4中のタイミングバー長さ基準寸法の2分の1の距離にある縦方向 基準線上の下側の1点を通るもの

エ セミロングバー (下)

縦方向基準線と横方向基準線の交点から、図4中のタイミングバー長さ基準寸法の2分の1の距離にある縦方向基準線上の上側の1点及び図4中のロングバー長さ基準寸法の2分の1の距離にある縦方向

基準線上の下側の1点を通るもの

- 13 カスタマバーコードのバー印刷位置の基準線
 - (1) ロングバー、セミロングバー(上) 基準線 ロングバー及びセミロングバー(上)の各バーの、縦方向基準線と横方向基準線の交点から、上側の図 4中のロングバー長さ基準寸法の2分の1の距離にある縦方向基準線上の点を結ぶ直線
 - (2) タイミングバー、セミロングバー(下) 基準線 タイミングバー及びセミロングバー(下)の各バーの、縦方向基準線と横方向基準線の交点から、上側の図4中のタイミングバー長さ基準寸法の2分の1の距離にある縦方向基準線上の点を結ぶ直線
 - (3) タイミングバー、セミロングバー(上)基準線 タイミングバー及びセミロングバー(上)の各バーの、縦方向基準線と横方向基準線の交点から、下側の図4中のタイミングバー長さ基準寸法の2分の1の距離にある縦方向基準線上の点を結ぶ直線
 - (4) ロングバー、セミロングバー(下) 基準線 ロングバー及びセミロングバー(下)の各バーの、縦方向基準線と横方向基準線の交点から、下側の図 4中のロングバー長さ基準寸法の2分の1の距離にある縦方向基準線上の点を結ぶ直線

第2 カスタマバーコードへの変換等の方法

郵便物の受取人の住所又は居所をカスタマバーコードに変換し、郵便物に記載する方法は、次のとおりと します。

- 1 カスタマバーコードの形状等
 - (1) バーの種類 カスタマバーコードが使用するバーは、図1に示す形状のものとします。
 - (2) スタートコード、ストップコード及び制御コードの形状 スタートコード、ストップコード及び制御コードを表すカスタマバーコードは、図2に示す形状のものとします。
- (3) 文字情報とカスタマバーコードの対応

数字、ハイフン、アルファベットの各文字に対応するカスタマバーコードキャラクタの形状は、図3に示すものとします。なお、アルファベットは制御コード1文字と数字を表すカスタマバーコードキャラクタ1文字を組み合わせたものとし、2けたとして扱うものとします。

2 カスタマバーコードの構成

カスタマバーコードは、スタートコード (1 けた)、郵便番号 (7 けた)、住所表示番号等情報 (1 3 けた)、 チェックデジット (1 けた) 及びストップコード (1 けた) で構成します。

- 3 カスタマバーコードの内容
 - (1) スタートコード カスタマバーコードの始点を表します。
 - (2) 郵便番号

郵便物の受取人の住所又は居所に対応する郵便番号(超高層ビルの階層ごとに設定した郵便番号を含みます。)、個別郵便番号、私書箱あて郵便物用郵便番号のいずれかとします。

- (3) 住所表示番号等情報
 - ア 個別郵便番号記載郵便物

すべて図2に示す制御コード「CC4」とします。

- イ 超高層ビルの階層ごとに設定した郵便番号記載郵便物
 - (ア) 郵便物の受取人の住所又は居所にビル内の室番号が記載されている場合は、室番号とし、図2に示す制御コード「CC4」を13けたになるまで追加します。
 - (イ) 郵便物の受取人の住所又は居所にビル内の室番号が記載されていない場合は、すべて図2に示す制御コード「CC4」とします。
- ウ 私書箱あて郵便物

私書箱あて郵便物用個別郵便番号である場合には、すべて図2に示す制御コード「CC4」とします。また、特定の受取人を表さない私書箱あて郵便物用郵便番号である場合は、私書箱番号とし、図2に示す制御コード「CC4」を13けたになるまで追加します。

工 受取人払郵便物

受取人払郵便物用個別郵便番号である場合には、すべて図2に示す制御コード「CC4」とします。 また、特定の受取人を表さない受取人払郵便物用郵便番号である場合は、事業所の指定する整理番号と し、図2に示す制御コード「CC4」を13けたになるまで追加します。

オ ア、イ、ウ及びエの郵便物のいずれにも該当しないもの

郵便物の受取人の住所又は居所の文字情報に対して、次の処理により生成した情報とします。

- (ア) 郵便物の受取人住所又は居所の文字列を郵便番号で表される部分とそれ以外の部分に分割し、郵便番号で表される部分を削除します。
- (4) (7)の処理を行った文字列について、アルファベットの小文字は大文字に置き換えます。
- (ウ) (イ)の処理を行った文字列について、「&」 (アンパサイド)、「/」 (スラッシュ)、「・」 (中グロ)及び「.」 (ピリオド) は削除します。
- (エ) (ウ)の処理を行った文字列について、「丁目」、「丁」、「番地」、「番」、「号」、「地割」、「線」、「の」及び「ノ」の直前の一連の漢数字は全て算用数字に置き換えます。
- (オ) (エ)の処理を行った文字列について、算用数字、連続していないアルファベット1文字(ただし、算用数字の直後の「F」は除きます。)を必要な情報として抜き出し、抜き出した情報の間はハイフンで結びます。
- (カ) (カ)の処理を行った文字列について、アルファベットの前後にあるハイフンは削除します。
- (キ) (か)の処理を行った文字列の合計が13けた(ただし、アルファベットは2けたとみなします。)に満たない場合は、図2に示す制御コード「CC4」を13けたになるまで追加するものとし、13けたを超える場合には、文字列の先頭から13文字を除いて削除します。

なお、13けた目がアルファベットである場合には、そのアルファベットを表すカスタマバーコードキャラクタのうち、制御コードの部分のみを情報に含めるものとします。

(4) チェックデジット

チェックデジットは、次の処理により求めます。

ア (2)及び(3)により生成した郵便番号及び住所表示番号等情報の各けたを、次表(以下「バーコード情報のチェック用数字への置換表」といいます。)に従ってチェック用数字に置き換えます。このとき、アルファベットは、制御コード部分と数字部分を分割してチェック用数字に置き換えます。

(バーコード情報のチェック用数字への置換表)

バーコード情報	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
チェック用数字	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9

バーコード情報	_	CC1	CC2	CC3	CC4	CC5	CC6	CC7	CC8
チェック用数字	10	1 1	1 2	13	1 4	1 5	1 6	1 7	18

- イ アにより求めたチェック用数字の和を求めます。
- ウ イにより求めた和以上で、19で割り切れる最小の整数を求めます。
- エ ウにより求めた値からイにより求めた値を引きます。
- オ エにより求めた値をチェックデジットとし、バーコードは「バーコード情報のチェック用数字への置換表」で対応するものとします。
- (5) ストップコード

カスタマバーコードの終点を表します。

- 4 カスタマバーコードの規格
 - (1) カスタマバーコードの寸法

カスタマバーコードの寸法は、次によります。

ア カスタマバーコードの基本寸法及び許容範囲

カスタマバーコードは、バーの幅を0.6ミリメートルとしたときを基本寸法とし、このときの各部分の寸法及び許容範囲は、図4のとおりとします。

イ カスタマバーコードの拡大・縮小

カスタマバーコードは、図4に示す基本寸法の0.8~1.15倍の範囲で拡大・縮小してもよいも

のとします。

(2) カスタマバーコードの印字品質

ア PCS値(コントラスト)

カスタマバーコードのバー部分と下地部分のPCS値(コントラスト)は、日本工業規格X9004 の定義による値が0.5以上とします。

イ バーのはみ出し等

バーのはみ出し、ばらつきに関しては、図5の許容範囲を満足しているものとします。

ウ カスタマバーコードの傾き

カスタマバーコードの傾きは、図5に示すロングバー、セミロングバー(下)基準線と同一方向の郵便物の短辺又は長辺の成す角が5度以内になるようにします(図6)。

エ バーの傾き

ロングバー、セミロングバー(下)基準線に垂直な直線と、縦方向基準線の成す角が1.5度以内とします(図7)。

オ ウ及びエの傾きの角度の絶対値の和

ウ及び工の傾きの角度の絶対値の和が5を超えないものとします。

カ 印刷色

黒色又は濃青色とします。

(3) カスタマバーコードの印字部の条件

ア カスタマバーコードの印字位置

カスタマバーコードは、郵便物の表面の縁から10ミリメートル及び消印領域である70ミリメートル×35ミリメートルを除いた範囲内に印字します。ただし、料金別納又は料金後納とする場合にあっては、郵便物の表面の縁から10ミリメートルを除いた範囲内に印字することができます(図8)。また、印字方向は、図8に示すとおりとします。

イ カスタマバーコード印字部付近の空白

カスタマバーコードの上下左右には、2ミリメートル以上の空白を設けるものとします。また、窓付 封筒に封入する内容物にカスタマバーコードを印字する場合には、封筒と内容物のずれにかかわらず、 窓枠との距離が常に2ミリメートル以上を確保可能な位置に印字します。

ウ あて名との関係

あて名を横書きとした場合には、あて名の直下に単独で印字することとし、あて名を縦書きとした場合には、あて名の左右又は下部に単独で印字することとします(図9)。

エ カスタマバーコードを印刷する下地

白色又は地模様のない淡い色とし、反射率50パーセント以上の紙を使用するものとします。

5 カスタマバーコードの規格の特例

カスタマバーコードを印刷する下地がクラフト紙(茶色又は淡い茶色のものに限ります。)であって、その反射率が40パーセント以上50パーセント未満である場合は、第2の4の(3)のエの規定にかかわらず、そのクラフト紙は、カスタマバーコードを印刷する下地として使用できるものとします。この場合において、カスタマバーコードのバー部分と下地部分のPCS値(コントラスト)は、第2の4の(2)のアの規定にかかわらず、日本工業規格X9004の定義による値が0.7以上とします。

第3 受取人払郵便物用バーコードへの変換等の方法

事業所の指示する番号を受取人払郵便物用バーコードに変換し、受取人払郵便物に用いる封筒、郵便葉書 又は用紙の表面に記載する方法は、次のとおりとします。

1 受取人払郵便物用バーコードの形状等

第2の1と同じとします。

2 受取人払郵便物用バーコードの構成

受取人払郵便物用バーコードは、スタートコード (1けた)、郵便番号 (7けた)、整理番号 (13けた)、 チェックデジット (1けた) 及びストップコード (1けた) で構成します。

- 3 受取人払郵便物用バーコードの内容
 - (1) スタートコード

受取人払郵便物用バーコードの始点を表します。

(2) 郵便番号

事業所が指示する受取人払郵便物用郵便番号とします。

(3) 整理番号

受取人払郵便物用個別郵便番号である場合には、すべて図2に示す制御コード「CC4」とします。また、特定の受取人を表さない受取人払郵便物用郵便番号である場合は、事業所の指定する整理番号とし、図2に示す制御コード「CC4」を13けたになるまで追加します。

(4) チェックデジット

チェックデジットは、次の処理により求めます。

- ア (2)及び(3)により生成した郵便番号及び整理番号の各けたを、「バーコード情報のチェック用数字への 置換表」に従ってチェック用数字に置き換えます。このとき、アルファベットは、制御コード部分と数 字部分を分割してチェック用数字に置き換えます。
- イ アにより求めたチェック用数字の和を求めます。
- ウ イにより求めた和以上で、19で割り切れる最小の整数を求めます。
- エ ウにより求めた値からイにより求めた値を引きます。
- オ エにより求めた値をチェックデジットとし、バーコードは、「バーコード情報のチェック用数字への置 換表」で対応するものとします。
- (5) ストップコード

受取人払郵便物用バーコードの終点を表します。

4 受取人払郵便物用バーコードの規格

第2の4と同じとします。

図1 バーの種類

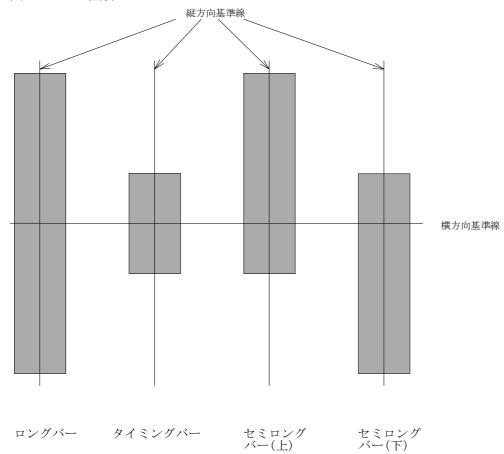


図2 スタートコード、ストップコード及び制御コード

1 スタートコード及びストップコード

	スタート	ストップ
パーコート	l	

- 2 制御コード
- (1) アルファベット用制御コード

制御コード	C C 1	C C 2	C C 3
ハ゛ーコート゛	Ė	Ξ	H

(2) その他の制御コード

制御コード	C C 4	C C 5	C C 6	C C 7	C C 8
ハ゛ーコート゛	ηl	II	ılı	•••	Ш

図3 文字とカスタマバーコードキャラクタの対応

1 数字

7,7	0	1	2	3	4
ハ゛ーコート゛	ŀ	-	Η	ılı	ll

	5	6	7	8	9
ハ゛ーコート゛	Ы	Ш	П	Ш	·II

2 ハイフン

	_
ハ゛ーコート゛	·I·

3 アルファベット

(1) Aから Jまで (CC1+数字)

	A	В	С	D	Е
ハ゛ーコート゛	Ë	Ë			Hill
コード組合せ	C C 1 + 0	C C 1 + 1	C C 1 + 2	C C 1 + 3	C C 1 + 4

	F	G	Н	I	J
ハ゛ーコート゛		լելել	լեվի	լեել	llll
J-ド組合せ	C C 1 + 5	C C 1 + 6	C C 1 + 7	C C 1 + 8	C C 1 + 9

(2) KからTまで (CC2+数字)

	K	L	M	N	О
ハ゛ーコート゛	րկիս	pl]]].	րկի		
과 계1 組合せ	C C 2 + 0	C C 2 + 1	C C 2 + 2	C C 2 + 3	C C 2 + 4

	Р	Q	R	S	Т
ハ゛ーコート゛	րՄվ		PIIII		Hill
コート゛組合せ	C C 2 + 5	C C 2 + 6	C C 2 + 7	C C 2 + 8	C C 2 + 9

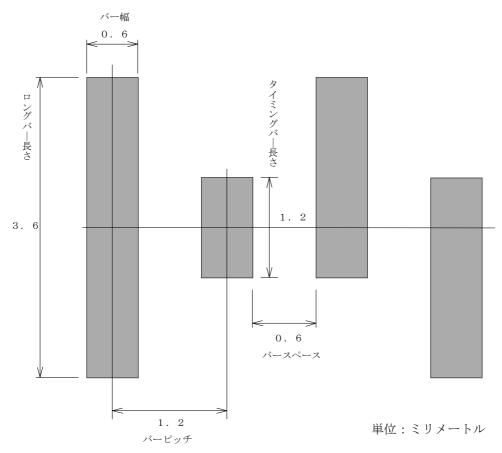
(3) UからZまで(CC3+数字)

	U	V	W	X	Y
ハ゛ーコート゛	lılı.	11.111.	ППП	lpp	4
□-ド組合せ	C C 3 + 0	C C 3 + 1	C C 3 + 2	C C 3 + 3	C C 3 + 4

	Z
ハ゛ーコート゛	444
コート、組合せ	CC3+5

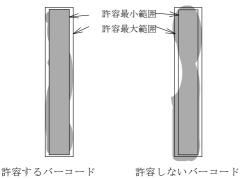
図4 カスタマバーコードのバー寸法(単位:ミリメートル)

区別	基準寸法	許容範囲	
	基毕 り伝	(最小値) (最大値)	
ロングバー長さ	3.60	3. 40~3. 60	
タイミングバー長さ	1. 20	1. 05~1. 35	
バーピッチ	1. 20	0.95~1.30	
バー幅	0.60	0.50~0.70	
バースペース	0.60	0.45~0.60	



カスタマバーコードのバー基準寸法

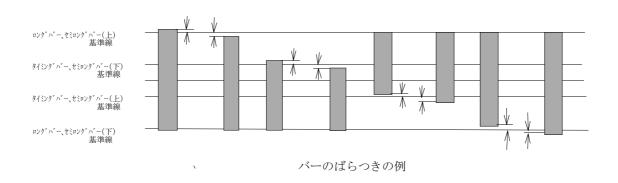
図5 バーのはみ出し、ばらつき



バーのはみ出しに関する許容範囲

用語の定義「カスタマバーコードにおいて使用するバー」における「基準寸法」を「許容範囲の最大値」と読 み替えたときに囲まれる領域を許容最大範囲、「許容範囲の最小値」と読み替えたときに囲まれる領域を許容最小 範囲とします。

このとき、許容最小範囲内は、すべてバー印字部でなければならず、かつ、許容最大範囲外にバー印字部があ ってはなりません。



バーのばらつきに関する許容範囲は、次のとおりとします。

1 ロングバー

バーの上端部と接する横方向基準線と平行な直線とロングバー、セミロングバー(上)基準線との距離が0. 1mm以下及びバーの下端部と接する横方向基準線と平行な直線とロングバー、セミロングバー(下)基準線と の距離が0.1mm以下

2 タイミングバー

バーの上端部と接する横方向基準線と平行な直線とタイミングバー、セミロングバー(下)基準線との距離 が O. 1 mm 以下及びバーの下端部と接する横方向基準線と平行な直線とタイミングバー、セミロングバー (上)基準線との距離が 0. 1 mm 以下

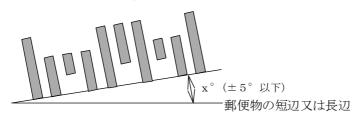
3 セミロングバー(上)

バーの上端部と接する横方向基準線と平行な直線とロングバー、セミロングバー(上)基準線との距離が0. 1 mm 以下及びバーの下端部と接する横方向基準線と平行な直線とタイミングバー、セミロングバー(上)基準 線との距離が 0.1mm 以下

4 セミロングバー(下)

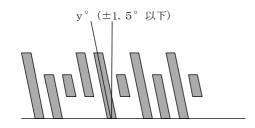
バーの上端部と接する横方向基準線と平行な直線とタイミングバー、セミロングバー(下)基準線との距離 が 0. 1 mm 以下及びバーの下端部と接する横方向基準線と平行な直線とロングバー、セミロングバー(下) 基準線との距離が0.1mm以下

図6 カスタマバーコードの傾き



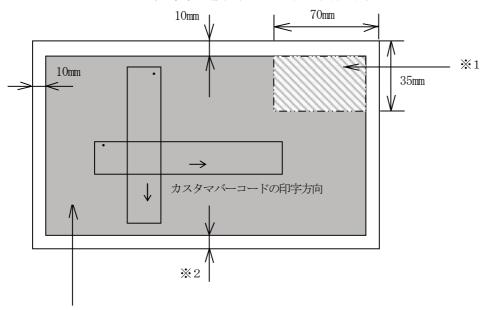
ロングバー、セミロングバー(下)基準線と郵便物の短辺のなす角又はロングバー、セミロングバー(下)基準線と長辺のなす角のいずれかが5度以下とします。

図7 バーの傾き



ロングバー、セミロングバー(下)基準線に垂直な直線と、縦方向基準線のなす角が1.5度以下とします。

図8 カスタマバーコードの印字位置(横に長く使用する場合の例)

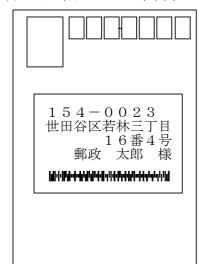


カスタマバーコード印字可能領域

「※1」で示す部分は、料金別納又は料金後納とする場合に限り、カスタマバーコードを印字することができます。

「※2」で示す部分は、できる限り縁から15mm 以上開けることを推奨します。印字方向は、「・」印をスタートコードの位置とし、矢印の方向とします。

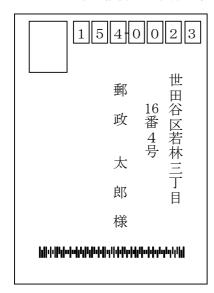
- 図9 カスタマバーコードの印字例
 - 1 あて名が横書きの場合の印字
 - (1) あて名ラベルへの印字例

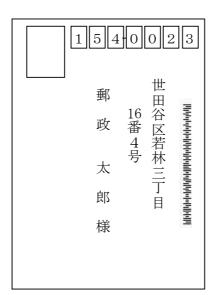


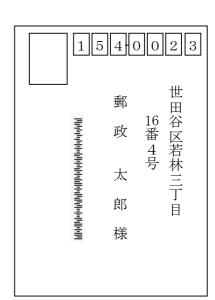
(2) 窓付封筒への印字例



2 あて名が縦書きの場合の印字







別記15 バーコード付郵便区内特別郵便物の差出事業所

次表に掲げる事業所とします。

都道府県名	事業所名
北海道	爱別鄭便局、赤平郵便局、阿楽郵便局、阿楽納郵便局、沒茅野郵便局、朝日郵便局、旭川中郵便局、旭川東郵便局、芦別郵便局、 足蓄郵便局、厚賀郵便局、厚岸郵便局、厚水部郵便局、厚田郵便局、厚比郵便局、厚別郵便局、厚克郵便局、
青森県	青森中央郵便局、青森西郵便局、鰺ケ沢郵便局、板柳郵便局、稲垣郵便局、田舎館郵便局、今別郵便局、岩木郵便局、岩崎郵便局、大畑郵便局、大潤內郵便局、大間郵便局、大鰐郵便局、奥瀬郵便局、乙供郵便局、金木郵便局、蟹田郵便局、上北郵便局、上名久井郵便局、木造郵便局、黒石郵便局、五所川原郵便局、五戸郵便局、小湊郵便局、佐井郵便局、三戸郵便局、市浦郵便局、七戸郵便局、車力郵便局、出精郵便局、白糠郵便局、新鄉郵便局、裾野郵便局、相馬郵便局、田子郵便局、鶴田郵便局、天間林郵便局、十和田郵便局、十和田湖郵便局、中里郵便局、名川郵便局、浪岡郵便局、南鄉郵便局、野辺地郵便局、階上郵便局、八戸郵便局、八戸西郵便局、平賀郵便局、平沼郵便局、弘前郵便局、深浦郵便局、福地郵便局、藤崎郵便局、三沢郵便局、むつ郵便局、陸奥川内郵便局、百石郵便局、森田郵便局及び横浜郵便局
岩手県	荒屋郵便局、胆沢郵便局、石鳥谷郵便局、一関郵便局、一戸郵便局、伊保內郵便局、岩泉郵便局、薄衣郵便局、江刺郵便局、大沢温泉郵便局、大槌郵便局、大野郵便局、大追郵便局、大更郵便局、大船渡郵便局、奥中山郵便局、乙部郵便局、小友郵便局、小本郵便局、釜石郵便局、上有住郵便局、軽米郵便局、川井郵便局、川尻郵便局、川舟郵便局、北上郵便局、久慈郵便局、葛巻郵便局、厳美郵便局、好摩郵便局、小川郵便局、在川郵便局、笹間郵便局、侍浜郵便局、零石郵便局、浄法寺郵便局、紫波郵便局、新町郵便局、住田郵便局、抒了郵便局、千厩郵便局、平舘郵便局、種市郵便局、田野畑郵便局、田山郵便局、東和郵便局、遠野郵便局、二戸郵便局、沼宮內郵便局、野田郵便局、花泉郵便局、花巻郵便局、花巻温泉郵便局、晴山郵便局、東山郵便局、平泉郵便局、藤沢郵便局、普代郵便局、前沢郵便局、松尾郵便局、水沢郵便局、宮古郵便局、宮守郵便局、盛岡北郵便局、盛岡中央郵便局、薮川郵便局、山田郵便局、横川目郵便局、陸前高田郵便局及び陸中山形郵便局
宮城県	愛子郵便局、石越郵便局、石巻郵便局、石森郵便局、泉郵便局、泉郵便局、泉西郵便局、一追郵便局、岩出山郵便局、岩沼郵便局、為沢郵便局、浦戸郵便局、円田郵便局、大河原郵便局、大郷郵便局、大沢郵便局、大原浜郵便局、女川郵便局、鬼首郵便局、小野田郵便局、角田郵便局、鹿島台郵便局、河北郵便局、川崎郵便局、川渡郵便局、金成郵便局、栗駒郵便局、気仙沼郵便局、小牛田郵便局、坂元郵便局、佐沼郵便局、三本木郵便局、塩金郵便局、七ヶ宿郵便局、志津川郵便局、柴田郵便局、白石郵便局、志波姫郵便局、新仙台郵便局、仙台北郵便局、仙台中央郵便局、仙台東郵便局、高清水郵便局、田尻郵便局、築館郵便局、槻木郵便局、津谷郵便局、津山郵便局、遠刈田郵便局、富谷郵便局、登米郵便局、中新田郵便局、名取郵便局、鳴子郵便局、鳴瀬郵便局、新田郵便局、花山郵便局、古川郵便局、松島郵便局、丸森郵便局、南方郵便局、宮郵便局、宮崎郵便局、桃生郵便局、山元郵便局、矢本郵便局、吉岡郵便局、米川郵便局、米山郵便局、利府郵便局、若林郵便局、若柳郵便局、流谷郵便局、渡波郵便局及び亘理郵便局

秋田県	合川郵便局、秋田中央郵便局、阿仁合郵便局、飯田川郵便局、稲川郵便局、岩城郵便局、岩谷郵便局、羽後豊川郵便局、老方郵便局、追分郵便局、大久保郵便局、太田郵便局、大館郵便局、大曲郵便局、大森郵便局、男鹿郵便局、雄物川郵便局、角館郵便局、上小阿仁郵便局、刈和野郵便局、象湯郵便局、北浦郵便局、協和郵便局、毛馬內郵便局、小坂郵便局、五城目郵便局、琴丘郵便局、西明寺郵便局、施子郵便局、下浜郵便局、十文字郵便局、神宮寺郵便局、仙南郵便局、千屋郵便局、外小友郵便局、鷹巣郵便局、田沢湖郵便局、田代郵便局、鳥海郵便局、天王郵便局、常盤郵便局、中山郵便局、中田代郵便局、仁賀保郵便局、西馬音內郵便局、能代郵便局、八條平郵便局、八森郵便局、八市郵便局、八郎潟郵便局、花輪郵便局、早口郵便局、東能代郵便局、比立內郵便局、比內郵便局、平度郵便局、二ツ井郵便局、納越郵便局、本在郵便局、前田郵便局、峰浜郵便局、森岳郵便局、矢島郵便局、雄和郵便局、湯沢郵便局、由利郵便局、横手郵便局、橫堀郵便局、米內沢郵便局、六湖郵便局、若美郵便局及び和田郵便局 朝日郵便局、温海郵便局、左沢郵便局、余目郵便局、荒砥郵便局、大石田郵便局、大山郵便局、小国郵便局、尾花沢郵便局、金山
山形県	郵便局、河北郵便局、上山郵便局、狩川郵便局、小松郵便局、寒河江郵便局、酒田郵便局、清水郵便局、白鳥郵便局、新庄郵便局、高島郵便局、医野郵便局、鶴岡郵便局、手/子郵便局、天童郵便局、長井郵便局、長崎郵便局、南陽郵便局、西川郵便局、萩生郵便局、羽黒郵便局、東根郵便局、肘折郵便局、平田郵便局、福原郵便局、藤島郵便局、舟形郵便局、古口郵便局、真室川郵便局、宮内郵便局、宮宿郵便局、村山郵便局、村山大久保郵便局、最上郵便局、山形中央郵便局、山形南郵便局、山辺郵便局、遊佐郵便局及び米沢郵便局
福島県	会津高田郵便局、会津西山郵便局、会津本鄉郵便局、会津若松郵便局、浅川郵便局、飯坂郵便局、石川郵便局、泉崎郵便局、伊南郵便局、猪苗代郵便局、いわき郵便局、岩代郵便局、岩代大森郵便局、岩瀬場本郵便局、植田郵便局、移郵便局、江川郵便局、大越郵便局、小川郵便局、小高郵便局、小名浜郵便局、小野新町郵便局、表鄉郵便局、排田郵便局、鹿島郵便局、上遠野郵便局、釜ノ子郵便局、上真野郵便局、川内郵便局、川口郵便局、川尺郵便局、喜多方郵便局、北塩原郵便局、喰丸郵便局、国見郵便局、郡山郵便局、佐倉郵便局、鮫川郵便局、塩川郵便局、白河郵便局、新地郵便局、須賀川郵便局、瀬川郵便局、相馬郵便局、高城郵便局、流樓郵便局、田島郵便局、只見郵便局、結岩郵便局、棚倉郵便局、用形郵便局、天栄郵便局、常業郵便局、富岡郵便局、中島郵便局、中野郵便局、漁江郵便局、楢葉郵便局、柏原郵便局、西田郵便局、二本松郵便局、野沢郵便局、塙郵便局、原町運用局、原町郵便局、坂下郵便局、広田郵便局、福島中央郵便局、福島中央郵便局、原町運用局、原町郵便局、坂下郵便局、広田郵便局、福島中央郵便局、福島中央郵便局、三春郵便局、三春郵便局、三春郵便局、居集配分室、福島東郵便局、福良郵便局、紹門郵便局、本宮郵便局、守山郵便局、谷田川郵便局、柳津郵便局、梁川郵便局、柳木郵便局、大公町便局、加口郵便局、矢祭郵便局、山都郵便局、四倉郵便局及び蓬田郵便局、柳津郵便局、柳津郵便局、矢祭郵便局、山町郵便局、公里郵便局、公里郵便局、公里等回局。
茨城県	赤塚郵便局、明野郵便局、麻生郵便局、阿波郵便局、阿見郵便局、石岡郵便局、石下郵便局、石塚郵便局、潮来郵便局、伊奈郵便局、茨城郵便局、茨城境郵便局、岩井郵便局、岩瀬郵便局、岩間郵便局、牛久郵便局、江戸崎郵便局、大洗郵便局、大津郵便局、大宮郵便局、緒川郵便局、笠間郵便局、鹿嶋郵便局、上小川郵便局、上郷郵便局、神栖郵便局、北浦郵便局、協和郵便局、久終浜郵便局、久米郵便局、天下野郵便局、古河郵便局、五霞郵便局、子生郵便局、里美郵便局、三和郵便局、防卸運局、下套郵便局、大王郵便局、以北郵便局、大子郵便局、大子郵便局、多賀郵便局、高萩郵便局、田伏郵便局、玉造郵便局、筑波郵便局、筑波学園郵便局、土浦郵便局、出島郵便局、友部郵便局、取手郵便局、那珂郵便局、野口郵便局、羽鳥郵便局、日立郵便局、常陸太田郵便局、常陸小川郵便局、ひたちなか郵便局、藤代郵便局、鉾田郵便局、真壁郵便局、町屋郵便局、松平郵便局、水海道郵便局、水戸中央郵便局、美和郵便局、守谷郵便局、八千代郵便局、山方郵便局、谷和原郵便局、結城郵便局及び龍ケ崎郵便局
栃木県	足尾郵便局、足利郵便局、足利西郵便局、栗野郵便局、石橋郵便局、市貝郵便局、岩舟郵便局、氏家郵便局、宇都宮中央郵便局、宇都宮東郵便局、大田原郵便局、大平郵便局、小川郵便局、小山郵便局、鹿沼郵便局、烏山郵便局、川治郵便局、河内郵便局、喜連川郵便局、鬼怒川温泉郵便局、久下田郵便局、葛生郵便局、黒磯郵便局、黒田原郵便局、佐野郵便局、下野小金井郵便局、高根沢郵便局、玉生郵便局、中禅寺郵便局、道場宿郵便局、栃木郵便局、富田郵便局、那須郵便局、西那須野郵便局、日光郵便局、日光東郵便局、榛木郵便局、野木郵便局、芳賀郵便局、馬頭郵便局、福居郵便局、藤岡郵便局、文挾郵便局、益子郵便局、間々田郵便局、壬生郵便局、真岡郵便局、茂木郵便局及び矢板郵便局
群馬県	赤城郵便局、安中郵便局、伊香保郵便局、伊勢崎郵便局、一/宮郵便局、磐戸郵便局、応桑郵便局、大泉郵便局、大胡郵便局、大 笆郵便局、太田郵便局、大戸郵便局、大間々郵便局、尾島郵便局、追貝郵便局、小幡郵便局、片品郵便局、川場郵便局、木崎郵便局、桐生郵便局、草津郵便局、国定郵便局、久呂保郵便局、群馬郵便局、子持郵便局、境郵便局、沢渡郵便局、渋川郵便局、下仁田郵便局、新町郵便局、高崎郵便局、高山郵便局、館林郵便局、玉村郵便局、月夜野郵便局、富岡郵便局、中里郵便局、中之条郵便局、長野原郵便局、沼田郵便局、箱島郵便局、原町郵便局、藤岡郵便局、富士見郵便局、布施郵便局、前橋中央郵便局、前橋東郵便局、松井田郵便局、万場郵便局、水上郵便局、三原郵便局、室田郵便局、藪塚本町郵便局及び湯檜曽郵便局
埼玉県	吾野郵便局、上尾郵便局、朝霞郵便局、荒川郵便局、岩槻郵便局、大宮郵便局、大宮西郵便局、小鹿野郵便局、小川郵便局、桶川郵便局、越生郵便局、春日部郵便局、加須郵便局、上里郵便局、上福岡郵便局、川口郵便局、川口北郵便局、川越郵便局、川越西郵便局、川島郵便局、加須郵便局、北本郵便局、行田郵便局、久喜郵便局、熊谷郵便局、栗橋郵便局、鴻巣郵便局、児玉郵便局、さいたま新都心郵便局、さいたま中央郵便局、坂戸郵便局、幸手郵便局、狭山郵便局、志木郵便局、庄和郵便局、新越谷郵便局、杉戸郵便局、草加郵便局、秩父郵便局、所沢郵便局、所沢西郵便局、長瀞郵便局、新座郵便局、蓮田郵便局、鳩ヶ谷郵便局、鳩山郵便局、羽生郵便局、原市場郵便局、飯能郵便局、東松山郵便局、日高郵便局、深谷郵便局、吹上郵便局、本庄郵便局、三郷郵便局、皆野郵便局、三芳郵便局、吉川郵便局、吉田郵便局、吉見郵便局、寄居郵便局、嵐山郵便局、和光郵便局及び蕨郵便局

千葉県	旭郵便局、姉崎郵便局、我孫子郵便局、飯岡郵便局、市川郵便局、一宮郵便局、市原郵便局、市原南郵便局、印西郵便局、浦安郵便局、大網郵便局、大原郵便局、小見川郵便局、柏郵便局、勝浦郵便局、鎌ケ谷郵便局、鴨川郵便局、川間郵便局、木更津郵便局、君津郵便局、久賀郵便局、九十九里郵便局、佐倉郵便局、佐原郵便局、芝山郵便局、下総郵便局、白子郵便局、白井郵便局、袖ケ浦郵便局、大米郵便局、高滝郵便局、多古郵便局、館山郵便局、千倉郵便局、千葉中央郵便局、千葉緑郵便局、銚子郵便局、長南郵便局、東全郵便局、東庄郵便局、富里郵便局、流山郵便局、習志野郵便局、成田郵便局、成東郵便局、野田郵便局、花見川郵便局、干潟郵便局、日向郵便局、富津郵便局、船橋郵便局、船橋東郵便局、府馬郵便局、本納郵便局、松戸郵便局、松戸南郵便局、水上郵便局、美浜郵便局、陸沢郵便局、茂原郵便局、八街郵便局、八千代郵便局、八日市場郵便局、横芝郵便局、四街道郵便局及び若葉郵便局
神奈川県	青葉郵便局、麻生郵便局、厚木郵便局、厚木北郵便局、綾瀬郵便局、伊勢原郵便局、磯子郵便局、大船郵便局、小田原郵便局、小田原郵便局、神奈川郵便局、鎌倉郵便局、川崎港郵便局、久里浜郵便局、港南郵便局、港市省郵便局、港北郵便局、相模原郵便局、座間郵便局、寒川郵便局、逗子郵便局、瀬谷郵便局、田浦郵便局、高津郵便局、茅ヶ崎郵便局、都筑郵便局、網島郵便局、鶴見郵便局、下塚郵便局、長井郵便局、中原郵便局、二宮郵便局、登戸郵便局、箱根宮ノ下郵便局、橋本郵便局、秦野郵便局、葉山郵便局、平塚郵便局、藤沢郵便局、藤沢北郵便局、保土ヶ谷郵便局、松田郵便局、三浦郵便局、緑郵便局、南足柄郵便局、南下浦郵便局、宮前郵便局、山北郵便局、大和郵便局、湯河原郵便局、横須賀郵便局、横浜旭郵便局、横浜泉郵便局、横浜金沢郵便局、横浜港郵便局及び横浜南郵便局
山梨県	青柳郵便局、石和郵便局、上野原郵便局、塩山郵便局、大月郵便局、鰍沢郵便局、勝沼郵便局、河口湖郵便局、峡南郵便局、甲府中央郵便局、白根郵便局、田富郵便局、都留郵便局、南部郵便局、
東京都	赤坂郵便局、赤羽郵便局、昭島郵便局、あきる野郵便局、浅草郵便局、足立郵便局、足立北郵便局、足立西郵便局、荒川郵便局、板橋郵便局、板橋北郵便局、板橋西郵便局、上野郵便局、牛込郵便局、江戸川郵便局、荏原郵便局、王子郵便局、青梅郵便局、大泉郵便局、大橋郵便局、大森郵便局、荻窪郵便局、落合郵便局、恩力郵便局、葛西郵便局、葛飾郵便局、葛飾新宿郵便局、蒲田郵便局、神田郵便局、京橋郵便局、荻窪郵便局、銀座郵便局、国立郵便局、小石川郵便局、水東郵便局、麹町郵便局、小金井郵便局、国分寺郵便局、小平郵便局、約江郵便局、品川郵便局、芝郵便局、渋谷郵便局、石神井郵便局、城東郵便局、新宿郵便局、新宿北郵便局、杉並郵便局、杉並南郵便局、品川郵便局、世田谷郵便局、高輪郵便局、立川郵便局、多摩郵便局、玉川郵便局、千歳郵便局、千歳郵便局、「一日」、「一日」、「「一日」、「「「「「「「「」」」」、「「「」」、「「」」、
新潟県	相川郵便局、赤泊郵便局、阿賀野郵便局、新井郵便局、荒浜駅前郵便局、石打郵便局、出雲崎郵便局、五日町郵便局、糸魚川郵便局、岩沢郵便局、浦川原郵便局、越後田沢郵便局、越後明治郵便局、越後吉田郵便局、青海郵便局、大川谷郵便局、大平郵便局、大野町郵便局、大沙町郵便局、大沙町郵便局、大沙町郵便局、小大郵便局、小千谷郵便局、村崎郵便局、加治郵便局、村崎郵便局、片貝郵便局、為町郵便局、金井郵便局、上川郵便局、加茂郵便局、川口郵便局、川東郵便局、北条郵便局、頸城郵便局、小出郵便局、五泉郵便局、佐和田郵便局、三条郵便局、下田郵便局、新発田郵便局、白根郵便局、新道郵便局、菅谷郵便局、守門郵便局、聖籠郵便局、協工郵便局、関山郵便局、千手郵便局、高田郵便局、高千郵便局、竹沢郵便局、津川郵便局、燕郵便局、寺泊郵便局、中日町郵便局、栃尾郵便局、関山郵便局、千手郵便局、高田郵便局、高千郵便局、竹沢郵便局、中条郵便局、七日町郵便局、新潟中央郵便局、新潟西郵便局、新津郵便局、新港郵便局、西川郵便局、能生郵便局、知野郵便局、羽茂郵便局、菱里郵便局、分水郵便局、松村郵便局、松大郵便局、松大町郵便局、松大郵便局、松大郵便局、大和郵便局、大和郵便局、大和郵便局、大和郵便局、大和郵便局、湯沢郵便局、与板郵便局、横越郵便局、吉川郵便局、来迎寺郵便局、礼拝郵便局、両津郵便局、脇野町郵便局及び和島郵便局
長野県	会田郵便局、青木郵便局、上松郵便局、旦開郵便局、梓川郵便局、阿智郵便局、阿南町郵便局、飯田郵便局、飯山郵便局、生坂郵便局、市田郵便局、伊那郵便局、今井郵便局、上田郵便局、海ノ口郵便局、浦里郵便局、大桑郵便局、大島郵便局、大町郵便局、阿谷郵便局、長藤郵便局、小野郵便局、麻績郵便局、開田郵便局、軽井沢郵便局、川上郵便局、木島平郵便局、木曽福島郵便局、北御牧郵便局、北山郵便局、鬼無里郵便局、桑名川郵便局、小海郵便局、駒ヶ根郵便局、小諸郵便局、坂城郵便局、佐久郵便局、北山野便局、塩尻郵便局、塩田郵便局、信濃町郵便局、下条郵便局、小諸郵便局、坂城郵便局、佐久郵便局、里山辺郵便局、真田郵便局、塩尻郵便局、塩田郵便局、信濃町郵便局、下条郵便局、下部訪郵便局、信州新町郵便局、信州中野郵便局、須坂郵便局、諏訪郵便局、洗馬郵便局、喬木郵便局、高遠郵便局、高府郵便局、武石郵便局、龍江郵便局、辰野郵便局、立科郵便局、千曲郵便局、東御郵便局、東御郵便局、遠山郵便局、戸營郵便局、常工郵便局、豊井郵便局、豊上郵便局、豊野町便局、豊平郵便局、東上郵便局、東上郵便局、長野中央郵便局、長野東郵便局、長野南郵便局、南木曽郵便局、奈良井郵便局、西条郵便局、由馬郵便局、白馬郵便局、波田郵便局、原郵便局、東塩田郵便局、平岡郵便局、平谷郵便局、富士見郵便局、別所郵便局、穂高郵便局、松本郵便局、松本兩郵便局、表上郵便局、姜縣郵便局、三品郵便局、南相木郵便局、南小谷郵便局、南箕輪郵便局、箕輪郵便局、宮田郵便局、宮田郵便局、翌月郵便局、泰阜郵便局、菱原郵便局、山形郵便局及び湯田中郵便局
富山県	井波郵便局、魚津郵便局、越中八尾郵便局、大沢野郵便局、小矢部郵便局、上滝郵便局、黒部郵便局、小杉郵便局、城端郵便局、平郵便局、高岡郵便局、立山郵便局、砺波郵便局、富山北郵便局、富山中央郵便局、富山西郵便局、富山南郵便局、滑川郵便局、入善郵便局、速川郵便局、氷見郵便局、福岡郵便局、福野郵便局、福光郵便局、布勢郵便局、細入郵便局及び水橋郵便局
石川県	穴水郵便局、栗崎郵便局、押水郵便局、加賀郵便局、金沢中央郵便局、金沢南郵便局、小松郵便局、西海郵便局、犀川郵便局、白峰郵便局、新金沢郵便局、珠洲郵便局、高浜郵便局、高松郵便局、辰口郵便局、田鶴浜郵便局、土田郵便局、準幡郵便局、鶴来郵便局、富来郵便局、中島郵便局、七尾郵便局、能都郵便局、能登島郵便局、羽咋郵便局、福浦郵便局、町野郵便局、松任郵便局、松近郵便局、門前郵便局、柳田郵便局、山代郵便局、山中郵便局、良川郵便局、吉野郵便局、鹿西郵便局及び輪島郵便局

福井県	芦原郵便局、池田郵便局、今庄郵便局、大飯郵便局、大野郵便局、織田郵便局、小浜郵便局、勝山郵便局、金津郵便局、上宇坂郵便局、上中郵便局、河和田郵便局、北潟郵便局、北中山郵便局、国見郵便局、河野郵便局、坂井郵便局、鯖工郵便局、山王郵便局、四箇浦郵便局、志比郵便局、鷹巣郵便局、高浜郵便局、武生郵便局、坪江郵便局、教賀郵便局、春江郵便局、福井中央郵便局、福井南郵便局、細呂木郵便局、松岡郵便局、丸岡郵便局、三方郵便局、三国郵便局及び美浜郵便局
岐阜県	明智郵便局、池田郵便局、板取郵便局、石徹白郵便局、揖斐川郵便局、岩村郵便局、恵那郵便局、大垣郵便局、大野郵便局、小坂郵便局、海津郵便局、各務原郵便局、各務原東郵便局、笠松郵便局、春日郵便局、金山郵便局、可児郵便局、上石津郵便局、神岡郵便局、上矢作郵便局、川辺郵便局、北方郵便局、岐阜北郵便局、岐阜中央郵便局、岐阜西郵便局、岐阜東郵便局、久々野郵便局、郡上八幡郵便局、「日郵便局、国府郵便局、坂内郵便局、坂下郵便局、坂本郵便局、白鳥郵便局、東南郵便局、墨保郵便局、高鷲郵便局、高富郵便局、高山郵便局、武並郵便局、多治見郵便局、谷汲郵便局、華井郵便局、付知郵便局、土地。 世上以野便局、高鷲郵便局、高富郵便局、高山郵便局、武並郵便局、多治見郵便局、谷汲郵便局、垂井郵便局、付知郵便局、土地。 出以野便局、苗木郵便局、中津川郵便局、中野方郵便局、南濃郵便局、丹生川郵便局、根尾郵便局、萩原郵便局、羽島郵便局、東白川郵便局、飛騨古川郵便局、七宗郵便局、平田郵便局、蛭川郵便局、福岡郵便局、藤橋郵便局、穂積郵便局、洞戸郵便局、瑞浪郵便局、御店郵便局、三日町郵便局、美濃郵便局、美濃加茂郵便局、宮村郵便局、武儀郵便局、明宝郵便局、八百津郵便局、山岡郵便局、養老郵便局、輪之內郵便局及び和良郵便局
静岡県	浅羽郵便局、熱川郵便局、熱海郵便局、井川郵便局、伊久美郵便局、伊左地郵便局、伊豆長岡郵便局、伊東郵便局、引佐郵便局、磐田郵便局、大井川郵便局、大行賀郵便局、大仁郵便局、岡部郵便局、掛川郵便局、金谷郵便局、河津郵便局、川根郵便局、函南郵便局、滿原郵便局、朔川郵便局、北山郵便局、清次郵便局、気多郵便局、湖西郵便局、御殿場郵便局、西鄉郵便局、相良郵便局、佐久間郵便局、桜木郵便局、静岡中央郵便局、静岡南郵便局、賤機郵便局、島田郵便局、清水郵便局、下賀茂郵便局、下田郵便局、佐寿等郵便局、被下到使局、駿河小山郵便局、静岡南郵便局、瀬戸谷郵便局、千頭郵便局、田子郵便局、竜山郵便局、天竜郵便局、大田郵便局、駿河小山郵便局、積志郵便局、瀬戸谷郵便局、千頭郵便局、田子郵便局、竜山郵便局、天竜郵便局、大田郵便局、東北郵便局、東北郵便局、東北郵便局、東北郵便局、浜松町町房局、浜松町町房局、海北町町房局、福田郵便局、袋井郵便局、富士郵便局、藤大郵便局、富士川郵便局、富士北郵便局、富士宮郵便局、戸田郵便局、細江郵便局、舞阪町便局、松崎郵便局、水窪郵便局、三島郵便局、三ヶ日郵便局、森町郵便局、焼津郵便局、由比郵便局、湯ケ島郵便局、吉田郵便局、吉原郵便局及び竜洋郵便局
愛知県	旭郵便局、足助郵便局、阿摺郵便局、熱田郵便局、渥美郵便局、安城郵便局、石巻郵便局、一宮郵便局、一色郵便局、稲沢郵便局、稲武郵便局、大山郵便局、岩倉郵便局、岩津郵便局、大府郵便局、岡崎郵便局、小原郵便局、尾張旭郵便局、春日井郵便局、蟹江郵便局、满加郵便局、上鄉郵便局、刈谷郵便局、木曽川郵便局、吉良町郵便局、高蔵寺郵便局、幸田郵便局、江南郵便局、城下郵便局、小坂井郵便局、小牧郵便局、御油郵便局、桜井郵便局、設樂郵便局、甚目寺郵便局、下山郵便局、昭和郵便局、新城郵便局、瀬戸郵便局、祖父江郵便局、高浜郵便局、田原郵便局、千種郵便局、知多郵便局、知立郵便局、津具郵便局、作手郵便局、港島郵便局、東海市郵便局、千種郵便局、知多郵便局、地町郵便局、作手郵便局、港田郵便局、農田市區、豊田市區、東海市郵便局、東海市郵便局、常滑郵便局、豊明郵便局、豊田・田田の田の田の田の田田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田
三重県	青山郵便局、阿児郵便局、阿田和郵便局、安濃郵便局、阿山郵便局、伊賀郵便局、五郷郵便局、伊勢郵便局、磯部郵便局、一志郵便局、入鹿郵便局、上野郵便局、內城田郵便局、鵜殿郵便局、嬉野郵便局、大台郵便局、大宮郵便局、大山田郵便局、奥津郵便局、荻原郵便局、尾鷲郵便局、亀山郵便局、朔見郵便局、川俣郵便局、紀伊長島郵便局、紀勢郵便局、熊野郵便局、桑名郵便局、五ケ所郵便局、志摩郵便局、白子郵便局、鈴鹿郵便局、大王郵便局、多気郵便局、慥柄郵便局、玉城郵便局、津中央郵便局、東員郵便局、鳥羽郵便局、名張郵便局、白山郵便局、松阪郵便局、美里郵便局、美杉郵便局、海山郵便局、宮前郵便局、棕本郵便局、明和郵便局、四日市郵便局及び四日市西郵便局
滋賀県	浅井郵便局、安曇川郵便局、稲枝郵便局、今津郵便局、永源寺郵便局、愛知川郵便局、近江八幡郵便局、近江日野郵便局、近江守山郵便局、大津中央郵便局、堅田郵便局、木之本郵便局、草津郵便局、朽木郵便局、甲賀郵便局、甲西郵便局、甲南郵便局、木浜郵便局、山東郵便局、信楽郵便局、新旭郵便局、多賀郵便局、高島郵便局、高月郵便局、高宮郵便局、土山郵便局、豊郷郵便局、長浜郵便局、西浅井郵便局、能登川郵便局、秦荘郵便局、彦根郵便局、米原郵便局、マキノ郵便局、水口郵便局、野洲郵便局、八日市郵便局、余呉郵便局及び栗東郵便局
京都府	網野郵便局、綾部郵便局、伊根郵便局、岩ケ鼻郵便局、右京郵便局、宇治郵便局、梅追郵便局、笠置郵便局、亀岡郵便局、京都北野便局、京都中央郵便局、京都西郵便局、久美浜郵便局、久御山郵便局、郷ノ口郵便局、左京郵便局、周山郵便局、城陽郵便局、園部郵便局、丹後郵便局、丹波郵便局、中京郵便局、西陣郵便局、西舞鶴郵便局、野田川郵便局、東舞鶴郵便局、東山郵便局、日吉郵便局、福知山郵便局、伏見郵便局、本梅郵便局、南山城郵便局、峰山郵便局、宮津郵便局、美山郵便局、三和郵便局、向日町郵便局、夜久野郵便局、八津合郵便局、山崎郵便局、山科郵便局、山城木津郵便局、山城田辺郵便局、山城八幡郵便局、洛西郵便局、和知郵便局及び和京郵便局
大阪府	阿倍野郵便局、生野郵便局、池田郵便局、和泉郵便局、泉大津郵便局、泉佐野郵便局、茨木郵便局、大阪旭郵便局、大阪北郵便局、大阪北郵便局、大阪狭山郵便局、大阪城東郵便局、大阪中央郵便局、大阪西郵便局、大阪東郵便局、大阪南郵便局、人阪南郵便局、具塚郵便局、柏原郵便局、交野郵便局、門真郵便局、河南郵便局、河内野町便局、河内長野郵便局、岸和田郵便局、熊取郵便局、此花郵便局、堺郵便局、堺金岡郵便局、堺中郵便局、地黄郵便局、四條畷郵便局、吹田郵便局、吹田千里郵便局、住之江郵便局、住吉郵便局、界車等便局、泉北郵便局、大正郵便局、大東郵便局、高槻北郵便局、天王寺郵便局、豊中郵便局、豊中郵便局、豊中南郵便局、豊能郵便局、富田林郵便局、浪速郵便局、西成郵便局、西淀川郵便局、寝屋川郵便局、浜寺郵便局、阪南郵便局、東住吉郵便局、東成郵便局、東淀川郵便局、枚岡郵便局、枚方北郵便局、枚方東郵便局、平野郵便局、藤井寺郵便局、布施郵便局、松原郵便局、岬郵便局、箕面郵便局、美原郵便局、都島郵便局、守口郵便局、八尾郵便局及び淀川郵便局

兵庫県	相生郵便局、青垣郵便局、明石郵便局、明石西郵便局、赤穗郵便局、芦屋郵便局、尼崎郵便局、尼崎北郵便局、有野郵便局、淡路一宮郵便局、淡路三原郵便局、淡路至津郵便局、生野郵便局、出石郵便局、伊丹郵便局、市川郵便局、市島郵便局、猪名川郵便局、稲美郵便局、岩屋郵便局、淡河郵便局、大河內郵便局、大屋郵便局、小野郵便局、加古川東郵便局、加古川東郵便局、加西郵便局、加西郵便局、大屋郵便局、小野郵便局、加古川東郵便局、加西郵便局、加西郵便局、神戸中央郵便局、上郡郵便局、板屋郵便局、川西郵便局、川西北郵便局、神戶中央郵便局、香寺郵便局、神戸山田郵便局、五色郵便局、御着郵便局、篠山郵便局、佐津郵便局、佐野郵便局、佐用郵便局、三田郵便局、志方郵便局、飾西郵便局、志筑郵便局、杉原谷郵便局、須磨郵便局、須磨北郵便局、洲本郵便局、太子郵便局、高砂郵便局、宝塚郵便局、竹野郵便局、但馬日高郵便局、龍野郵便局、垂水郵便局、丹波郵便局、干種郵便局、東条郵便局、富島郵便局、豊岡郵便局、長田郵便局、中町郵便局、攤郵便局、南淡郵便局、新井郵便局、西宮郵便局、西宮東郵便局、西脇郵便局、八田郵便局、採圾郵便局、林田郵便局、播磨一宮郵便局、播磨新宮郵便局、播磨山崎郵便局、東灘郵便局、姫路郵便局、姫路郵便局、兵庫郵便局、広谷郵便局、福崎郵便局、福哈郵便局、古市郵便局、松井庄郵便局、三十事便局、三十十事便局、三十事便局、三十事便局、三十事便局、八年郵便局、八年郵便局、八年郵便局、八月車手回及八十四年回局。
奈良県	明日香郵便局、生駒郵便局、菟田野郵便局、王寺郵便局、大字陀郵便局、小川郵便局、香芝郵便局、橿原郵便局、五條郵便局、御所郵便局、桜井郵便局、三本松郵便局、下市郵便局、須川郵便局、曽爾郵便局、染田郵便局、高取郵便局、田原本郵便局、天理郵便局、瀞郵便局、奈良中央郵便局、奈良西郵便局、波多野郵便局、針ケ別所郵便局、東山郵便局、御杖郵便局、茗荷郵便局、室生郵便局、柳生郵便局、大和郡山郵便局、大和高田郵便局、大和榛原郵便局及び吉野郵便局
和歌山県	池田郵便局、市鹿野郵便局、印南郵便局、岩出郵便局、江住郵便局、海南郵便局、海南郵便局野上集配分室、かつらぎ郵便局、上 山路郵便局、上富田郵便局、紀伊勝浦郵便局、貴志川郵便局、清川郵便局、串本郵便局、九度山郵便局、粉河郵便局、御坊郵便局、山東郵便局、白浜郵便局、新宮郵便局、すさみ郵便局、田辺郵便局、富田郵便局、中辺路郵便局、名手郵便局、橋本郵便局、日置川郵便局、日足郵便局、本宮郵便局、美里郵便局、南部郵便局、箕島郵便局、桃山郵便局、湯浅郵便局、由良郵便局、龍冲郵便局、和歌山中央郵便局、和歌山中央郵便局川辺集配分室及び和歌山南郵便局
鳥取県	青谷郵便局、赤碕郵便局、岩美郵便局、倉吉郵便局、郡家郵便局、境港郵便局、佐治郵便局、下市郵便局、大山郵便局、智頭郵便局、東伯郵便局、鳥取中央郵便局、日南郵便局、根雨郵便局、浜村郵便局、御来屋郵便局、三朝郵便局、用瀬郵便局、米子郵便局及び若桜郵便局
島根県	阿井郵便局、秋鹿郵便局、赤屋郵便局、跡市郵便局、出雲郵便局、出雲大東郵便局、市山郵便局、今福郵便局、石見今市郵便局、石見大田郵便局、石見銀山大森郵便局、石見横田郵便局、惠曇郵便局、小田郵便局、加賀郵便局、柿木郵便局、排合郵便局、粕淵郵便局、亀嵩郵便局、川本郵便局、来島郵便局、木次郵便局、口羽郵便局、雲城郵便局、黒松郵便局、江津郵便局、西郷郵便局、粕淵郵便局、七類郵便局、白上郵便局、宍道郵便局、周布郵便局、大根島郵便局、田所郵便局、玉造郵便局、千香郵便局、知夫郵便局、津田郵便局、連和野郵便局、頓原郵便局、中野郵便局、二条郵便局、仁多郵便局、日原郵便局、仁万郵便局、波佐郵便局、波佐郵便局、波子郵便局、浜田郵便局、東出雲郵便局、匹見郵便局、菱浦郵便局、平田郵便局、広瀬郵便局、別府郵便局、益田郵便局、松江中央郵便局、三隅郵便局、美都郵便局、三刀屋郵便局、美保関郵便局、六日市郵便局、八代郵便局、安城郵便局、安来郵便局、温泉津郵便局、横田郵便局及び吉田郵便局
岡山県	旭郵便局、井倉郵便局、井原郵便局、円城郵便局、大原郵便局、岡山中央郵便局、岡山東郵便局、岡山南郵便局、邑久郵便局、奥津郵便局、刑部郵便局、落合郵便局、鏡野郵便局、笠岡郵便局、梶並郵便局、上長田郵便局、亀甲郵便局、加茂郵便局、鴨方郵便局、賀陽郵便局、川上郵便局、北木島郵便局、吉備川上郵便局、久世郵便局、倉敷郵便局、児島郵便局、金光郵便局、西大寺郵便局、佐伯郵便局、作東郵便局、勝央郵便局、周匝郵便局、成名郵便局、妹尾郵便局、総社郵便局、高梁郵便局、高松郵便局、西大寺郵便局、佐伯郵便局、作東郵便局、勝央郵便局、周匝郵便局、成名郵便局、妹尾郵便局、総社郵便局、高梁郵便局、高松郵便局、玉島郵便局、千屋郵便局、津賀郵便局、津山郵便局、东義郵便局、新月郵便局、新山郵便局、野馳郵便局、早島郵便局、備前郵便局、備前一宮郵便局、備前瀬戸郵便局、備中郵便局、日生郵便局、福渡郵便局、北房郵便局、美甘郵便局、水島郵便局、海津郵便局、三石郵便局、美袋郵便局、美作郵便局、美作勝山郵便局、矢掛郵便局、矢神郵便局、大和郵便局、弓削郵便局、湯原郵便局、吉永郵便局及び和気郵便局
広島県	安芸五日市郵便局、安芸西条郵便局、安芸津郵便局、安芸府中郵便局、安佐南郵便局、生桑郵便局、板城郵便局、因島郵便局、宇品郵便局、宇津戸郵便局、内海郵便局、駅家郵便局、江田島郵便局、大朝郵便局、大竹郵便局、大竹郵便局、大野郵便局、雄鹿原郵便局、小效可郵便局、海田郵便局、加計郵便局、可部郵便局、滿川郵便局、川尻郵便局、神田郵便局、神田郵便局、海衛郵便局、吳郵便局、共工郵便局、明山郵便局、河内郵便局、高南郵便局、口南郵便局、即以郵便局、高陽郵便局、小島郵便局、佐伯郵便局、西城郵便局、坂郵便局、作木郵便局、砂谷郵便局、山南郵便局、上下郵便局、庄原郵便局、新市郵便局、神石郵便局、鈴張郵便局、瀬戸田郵便局、総領郵便局、高宮郵便局、高屋郵便局、竹原郵便局、千年郵便局、千代田郵便局、東城郵便局、戸河內郵便局、伴郵便局、聯郵便局、豊平郵便局、西大田郵便局、羽和泉郵便局、八本松郵便局、廿日市郵便局、日浦郵便局、広郵便局、広島中央郵便局、広島西郵便局、北和郵便局、福富郵便局、福山郵便局、福山郵便局、福山東郵便局、府中郵便局、石下野郵便局、松水郵便局、三川郵便局、加野郵便局、水內郵便局、三原郵便局、三次郵便局、三和郵便局、山野郵便局、油工郵便局、荷田郵便局、三和郵便局、古川郵便局、吉川郵便局、吉田郵便局及び和木郵便局
山口県	阿川郵便局、秋吉郵便局、明木郵便局、厚狭郵便局、栗野郵便局、生雲郵便局、岩国郵便局、宇部郵便局、大島郵便局、大田郵便局、大原郵便局、小月郵便局、小月郵便局、小野郵便局、小野田郵便局、鹿野郵便局、上関郵便局、菊川郵便局、北河内郵便局、玖戸郵便局、申郵便局、下以郵便局、久津郵便局、熊毛郵便局、特牛郵便局、地福郵便局、島地郵便局、下関郵便局、下関東郵便局、須佐郵便局、須々万郵便局、高森郵便局、滝部郵便局、橘郵便局、田布施郵便局、俵山郵便局、長府郵便局、徳山郵便局、豊浦郵便局、豊田郵便局、長門郵便局、奈古郵便局、萩郵便局、光郵便局、平生郵便局、平野郵便局、広瀬郵便局、福賀郵便局、日置郵便局、防府郵便局、堀郵便局、真長田郵便局、三隅郵便局、美称郵便局、美和郵便局、むつみ郵便局、八坂郵便局、矢玉郵便局、柳井郵便局、山口中央郵便局、由宇郵便局及び油谷郵便局

徳島県	藍住郵便局、阿南郵便局、阿波郵便局、阿波池田郵便局、石井郵便局、板野郵便局、一字郵便局、市場郵便局、今井郵便局、海南郵便局、勝浦郵便局、上板郵便局、鴨島郵便局、加茂谷郵便局、川井郵便局、川内郵便局、川口郵便局、北川郵便局、北島郵便局、 秦野郵便局、小松島郵便局、桜谷郵便局、貞光郵便局、宍喰郵便局、多家良郵便局、辻町郵便局、徳島中央郵便局、徳島西郵便局、鳴門郵便局、西祖谷郵便局、延野郵便局、羽ノ浦郵便局、半田郵便局、板東郵便局、東祖谷郵便局、広野郵便局、日和佐郵便局、福井郵便局、堀江郵便局、三加茂郵便局、三野郵便局、车收郵便局、山川郵便局、由收郵便局及び脇町郵便局
香川県	綾歌郵便局、内海郵便局、香川郵便局、観音寺郵便局、香南郵便局、琴平郵便局、財田郵便局、坂出郵便局、三本松郵便局、塩江郵便局、白鳥郵便局、善通寺郵便局、高瀬郵便局、高松中央郵便局、高松東郵便局、高松南郵便局、流宮郵便局、詫間郵便局、土庄郵便局、豊浜郵便局、直島郵便局、長尾郵便局、丸亀郵便局及び三木郵便局
愛媛県	伊方郵便局、今治郵便局、伊予郵便局、伊予長浜郵便局、伊予三島郵便局、内子郵便局、宇和海郵便局、宇和島郵便局、大洲郵便局、大三島郵便局、小田郵便局、川內郵便局、川之江郵便局、菊間郵便局、久万郵便局、小松郵便局、西条郵便局、松井郵便局、重信郵便局、新宮郵便局、西予郵便局、玉川郵便局、津島郵便局、土居郵便局、東予郵便局、中島郵便局、新居浜郵便局、野村郵便局、伯方郵便局、波止浜郵便局、肱川郵便局、広見郵便局、北条郵便局、松山中央郵便局、松山西郵便局、松山南郵便局、三瓶郵便局、美川郵便局、三崎郵便局、御荘郵便局、八幡浜郵便局、号川郵便局、吉海郵便局及び吉田郵便局
高知県	安芸郵便局、伊野郵便局、江川崎郵便局、大方郵便局、大崎郵便局、大月郵便局、大勝郵便局、大豊郵便局、大野見郵便局、窪川郵便局、久礼郵便局、高知中央郵便局、高知東郵便局、小川郵便局、佐賀郵便局、佐川郵便局、宿毛郵便局、須崎郵便局、大正郵便局、土佐郵便局、土佐市水郵便局、土佐中村郵便局、土佐山田郵便局、長沢郵便局、奈半利郵便局、南国郵便局、野市郵便局、葉山郵便局、春野郵便局、三原郵便局、室戸郵便局、本山郵便局、夜須郵便局、山北郵便局及び壽原郵便局
福岡県	赤池郵便局、朝倉郵便局、廿木郵便局、飯塚郵便局、伊田郵便局、糸田郵便局、浮羽郵便局、江浦郵便局、大川郵便局、大木郵便局、大本郵便局、大牟田郵便局、小郡郵便局、遠賀川郵便局、粕屋南郵便局、勝山郵便局、金田郵便局、上山田郵便局、香春郵便局、苅田郵便局、北九州中央郵便局、久留米郵便局、久留米東郵便局、黒木郵便局、神湊郵便局、古賀郵便局、小倉西郵便局、後藤寺郵便局、犀川郵便局、早良郵便局、早良南郵便局、椎田郵便局、城島郵便局、城南郵便局、瀬高郵便局、曽根郵便局、大平郵便局、田主丸郵便局、筑送郵便局、筑紫郵便局、筑紫野郵便局、築城郵便局、津屋崎郵便局、戸畑郵便局、豊津郵便局、直方郵便局、博多郵便局、博多本郵便局、博多南郵便局、杷木郵便局、広川郵便局、福岡中央郵便局、福岡西郵便局、福岡東郵便局、福岡南郵便局、福間郵便局、豊前郵便局、豊前川崎郵便局、二島郵便局、前原郵便局、三潴郵便局、宗像郵便局、門司郵便局、夜須郵便局、柳川郵便局、八幡郵便局、八人郵便局、八人郵便局、行橋郵便局、若松郵便局及び和白郵便局
佐賀県	有明郵便局、有田郵便局、伊万里郵便局、嬉野郵便局、相知郵便局、小城郵便局、鹿島郵便局、唐津郵便局、神埼郵便局、基山郵便局、楠久郵便局、佐賀北郵便局、佐賀中央郵便局、佐志郵便局、塩田郵便局、白石郵便局、高串郵便局、多久郵便局、武雄郵便局、多良郵便局、鳥栖郵便局、仁比山郵便局、浜崎郵便局、早津江郵便局、肥前中原郵便局、古湯郵便局、諸富郵便局、山口郵便局及び呼子郵便局
長崎県	青方郵便局、芦辺郵便局、吾妻郵便局、有家郵便局、生月郵便局、諫早郵便局、石田郵便局、有喜郵便局、江迎郵便局、大島郵便局、大瀬戸郵便局、大村郵便局、尾崎郵便局、小浜郵便局、加津佐郵便局、勝本郵便局、亀岳郵便局、川棚郵便局、琴郵便局、口之津郵便局、国見郵便局、黑崎郵便局、鶏知郵便局、郷ノ浦郵便局、小佐々郵便局、小茂田郵便局、西海郵便局、佐 世保郵便局、民世保北郵便局、 佐世保北郵便局、 在世保地郵便局、 三九郵便局、 鹿町郵便局、 克里郵便局、 鹿見郵便局、 島原郵便局、 新福岡郵便局 歲原集配分室、世知原郵便局、 该件郵便局、 高来郵便局、 鷹島郵便局、 竹敷郵便局、 俵ヶ浦郵便局、 千々石郵便局、 千綿郵便局、 対馬佐賀郵便局、 豆酘郵便局、 津古郵便局、 富江郵便局、 豊玉郵便局、 長崎北郵便局、 長崎中央郵便局、 長崎東郵便局、 長田郵便局、 西彼件郵便局、 野母崎郵便局、 早岐郵便局、 波佐見郵便局、 日宇郵便局、 肥前大島郵便局、 比田勝郵便局、 紀差郵便局、 平戸郵便局、 深掘郵便局、 福江郵便局、 松浦郵便局、 三重郵便局、 御厨郵便局、 端車到便局、 南有馬郵便局、 南串山郵便局、 秦郵便局、 村松郵便局、 茂木郵便局、 森山郵便局及び吉井郵便局
熊本県	芦北郵便局、阿蘇郵便局、天草郵便局、荒尾郵便局、泉郵便局、一の宮郵便局、五木郵便局、一勝地郵便局、植木郵便局、牛深郵便局、宇土郵便局、産山郵便局、大津郵便局、大矢野郵便局、小川郵便局、小国郵便局、小島郵便局、鏡郵便局、嘉島郵便局、金内郵便局、鹿北郵便局、阿木郵便局、河浦郵便局、川尻郵便局、河内郵便局、河陽郵便局、菊腔郵便局、菊水郵便局、菊池郵便局、玉東郵便局、草部郵便局、熊本北郵便局、熊本中央郵便局、熊本東郵便局、甲佐郵便局、上津浦郵便局、五家荘郵便局、瀬川浦郵便局、佐尹津郵便局、熊本北郵便局、城南郵便局、新和郵便局、甲佐郵便局、上津浦郵便局、五家荘郵便局、御所浦郵便局、佐尹津郵便局、流水郵便局、下浦郵便局、城南郵便局、新和郵便局、福本郵便局、清和郵便局、蘇陽郵便局、高森郵便局、田浦郵便局、玉名郵便局、多良木郵便局、城南郵便局、砥用郵便局、豊野郵便局、長洲郵便局、大市郵便局、波野郵便局、南関郵便局、錦郵便局、白水郵便局、浜町郵便局、人吉郵便局、日奈久郵便局、城戸郵便局、「江郵便局、坊中郵便局、本渡郵便局、益城郵便局、公橋郵便局、三加和郵便局、三角郵便局、水保郵便局、御船郵便局、宮地岳郵便局、宮原郵便局、免田郵便局、八代郵便局、山鹿郵便局、湯浦郵便局、湯前郵便局、龍ヶ岳郵便局、竜北郵便局及び苓北郵便局
大分県	安岐郵便局、朝来郵便局、安心院郵便局、天ヶ瀬郵便局、五馬郵便局、大筒郵便局、今津郵便局、臼杵郵便局、恵良郵便局、大分中央郵便局、大分東郵便局、大分南郵便局、大鶴郵便局、大野郵便局、大山郵便局、緒方郵便局、荻郵便局、乙女郵便局、小野市郵便局、柿坂郵便局、蒲江郵便局、北馬城郵便局、北山田郵便局、杵築郵便局、久住郵便局、玖珠郵便局、国東郵便局、国見郵便局、幸崎郵便局、上津郵便局、佐伯郵便局、佐賀関郵便局、庄内郵便局、竹田郵便局、津入見郵便局、富来郵便局、直川郵便局、中川郵便局、長洲郵便局、中津郵便局、長峰郵便局、西有田郵便局、野上郵便局、野津郵便局、野津原郵便局、飯田高原郵便局、東中浦郵便局、日出郵便局、日田郵便局、豊後高田郵便局、戸次郵便局、別府郵便局、三重郵便局、南山田郵便局、三花郵便局、武蔵郵便局、耶馬溪郵便局、山香郵便局、山国郵便局、由布院郵便局及び四日市郵便局
宮崎県	綾郵便局、生目郵便局、えびの郵便局、飫肥郵便局、川南郵便局、木花郵便局、清武郵便局、串間郵便局、国富郵便局、小林郵便局、西都郵便局、新富郵便局、住吉郵便局、高岡郵便局、高崎郵便局、高城町郵便局、高千穂郵便局、高鍋郵便局、高原郵便局、田野郵便局、都農郵便局、土々呂郵便局、南郷郵便局、日南郵便局、野尻郵便局、延岡郵便局、日向郵便局、広瀬郵便局、三股郵便局、都城郵便局及び宮崎中央郵便局

	阿久根郵便局、阿多郵便局、有明郵便局、安房郵便局、伊集院郵便局、出水郵便局、指宿郵便局、指宿北郵便局、入来郵便局、岩
	川郵便局、内之浦郵便局、頴娃郵便局、大浦郵便局、大口郵便局、大崎郵便局、大隅垂水郵便局、大根占郵便局、鹿児島中央郵便
	局、鹿児島西郵便局、鹿児島東郵便局、鹿児島南郵便局、笠沙郵便局、加治木郵便局、加世田郵便局、鹿屋郵便局、上伊集院郵便
	局、上市来郵便局、上屋久郵便局、蒲生郵便局、川辺郵便局、喜入郵便局、霧島郵便局、串木野郵便局、栗野郵便局、祁答院郵便
鹿児島県	局、高山郵便局、郡山郵便局、国分郵便局、佐多郵便局、薩摩郵便局、重富郵便局、志布志郵便局、下伊集院郵便局、末吉郵便局、
	川内郵便局、高江郵便局、高尾野郵便局、高隈郵便局、鷹巣郵便局、財部郵便局、高城郵便局、田代郵便局、種子島郵便局、田布
	施郵便局、知覧郵便局、東郷郵便局、長島郵便局、中種子郵便局、名瀬郵便局、西桜島郵便局、根占郵便局、野方郵便局、万世郵
	便局、日置郵便局、東市来郵便局、菱刈郵便局、樋脇郵便局、吹上郵便局、坊郵便局、牧園郵便局、枕崎郵便局、松山郵便局、水
	引郵便局、溝辺郵便局、宮之城郵便局、百引郵便局、山川郵便局、山田郵便局、山野郵便局、横川郵便局及び吉田郵便局
	石川郵便局、糸満郵便局、浦添郵便局、沖縄郵便局、沖縄郵便局読谷集配分室、沖縄美里郵便局、宜野湾郵便局、具志川郵便局、
沖縄県	国頭郵便局、久辺郵便局、久米島郵便局、東風平郵便局、首里北郵便局、玉城郵便局、知念郵便局、豊見城郵便局、中城郵便局、
1丁州电片	今帰仁郵便局、名護郵便局、那覇中央郵便局、那覇東郵便局、南風原中郵便局、羽地郵便局、東郵便局、宮古郵便局、本部郵便局、
	八重山郵便局及び与勝郵便局

別記16 特別料金(4)が適用される郵便区内特別郵便物の差出事業所

次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる事業所とします。

1 2に掲げる郵便物以外のもの 配達事業所又は次表に掲げる事業所

都道府県名	事 業 所 名
東京都	京橋郵便局及び東京中央郵便局
富山県	富山中央郵便局
大阪府	大阪中央郵便局
福岡県	博多郵便局

2 別記13の封筒の材質等に関する条件を満たす厚さ6ミリメートル以下の特殊取扱としない定形郵便物であって、6けた目及び7けた目が「00」の郵便番号が付された地域に存するあて所にあてたもの以外のもの

次のいずれかの事業所とします。

- (1) 別記15に掲げる事業所以外の配達事業所
- (2) 別記15に掲げる事業所のうち、次表の中欄に掲げる事業所(同表の右欄に掲げる期限日までの間に限ります。)

都道府県名	事 業 所 名	期限日
北海道	浅茅野郵便局、鬼志別郵便局、野塚郵便局、美国郵便局、古平郵便局、利尻おしどまり郵便局、利尻くつがた郵便局及び礼文香深郵便局	2026年3月31日
	厚床郵便局、姉別郵便局、尾幌郵便局、川湯郵便局、薫別郵便局、茶內郵便局、天売郵便局、塘路郵便局、中香別郵便局、中西別郵便局、虹別郵便局、浜中郵便局、美留和郵便局及び焼尻郵便局	2028年3月31日
青森県	稲垣郵便局、田舎館郵便局、岩崎郵便局、大鰐郵便局、金木郵便局、上名久井郵便局、五戸郵便局、市 浦郵便局、車力郵便局、出精郵便局、新郷郵便局、裾野郵便局、相馬郵便局、田子郵便局、中里郵便局、 名川郵便局、深浦郵便局及び森田郵便局	2026年3月31日
栃木県	岩舟郵便局及び藤岡郵便局	2027年3月31日
	久下田郵便局及び益子郵便局	2028年3月31日
千葉県	白子郵便局、長南郵便局、水上郵便局及び睦沢郵便局	2028年3月31日
岐阜県	石徹白郵便局及び和良郵便局	2026年3月31日
静岡県	竜山郵便局	2028年3月31日
愛知県	津具郵便局、作手郵便局及び豊根郵便局	2028年3月31日
佐賀県	有明郵便局、相知郵便局、楠久郵便局、佐志郵便局、浜崎郵便局、山口郵便局及び呼子郵便局	2026年3月31日
長崎県	青方郵便局	2025年10月2日
	石田郵便局、尾崎郵便局、琴郵便局、鶏知郵便局、小茂田郵便局、鹿見郵便局、竹敷郵便局、対馬佐賀 郵便局、豆酘郵便局、比田勝郵便局及び峯郵便局	2028年3月31日
熊本県	泉郵便局、五木郵便局、産山郵便局、廃北郵便局、菊水郵便局、玉東郵便局、五家荘郵便局、御所浦郵便局、佐伊津郵便局、下浦郵便局、新和郵便局、田浦郵便局、東陽郵便局、波野郵便局、姫戸郵便局、 三加和郵便局、宮地岳郵便局、八代郵便局、湯浦郵便局、龍ヶ岳郵便局及び竜北郵便局	2026年3月31日
宮崎県	綾郵便局、高崎郵便局、高城町郵便局、高千穂郵便局、高原郵便局、田野郵便局、都農郵便局、土々呂郵便局、南郷郵便局及び野尻郵便局	2026年3月31日

別記17 広告郵便物等の表示

1 広告郵便物、区分郵便物又は第三種郵便物の料金割引が適用される郵便物であって、3日程度送達余裕承 諾をしたもの又は7日程度送達余裕承諾をしたものであるときは、料金別納として差し出すものには別記2 に規定する表示に代えて(1)に掲げるいずれかの表示を、料金後納として差し出すものには別記6に規定する 表示に代えて(2)に掲げるいずれかの表示を、料金計器別納として差し出すものには第57条(計器別納郵便 物の差出方法)第2項に規定する表示に加えて(3)に掲げる表示をしていただきます。

ただし、(1)に掲げる表示若しくは3の規定により(1)に掲げる表示とみなされた表示をして調製した封筒その他の物を使用するもので差出事業所の承認のもとに料金後納として差し出すもの又は(2)に掲げる表示若しくは3の規定により(2)に掲げる表示とみなされた表示をして調製した封筒その他の物を使用するもので差出事業所の承認のもとに料金別納として差し出すものにあっては、この限りでありません。

(1) 料金別納とするもの

ア 3日程度送達余裕承諾をしたもの



径は、2センチメートルから3センチメートルまでとし、差出事業所名の下の2本の横線の間隔は、1ミリメートルから2ミリメートルまでとします。差出事業所名は、郵便物の外部に差出人の氏名及び住所又は居所を明瞭に記載するものにあっては、これを省略することができます。

差出事業所名

料金別納郵 便

枠線の外側の大きさは、縦及び横のそれぞれが2センチメートルから3センチメートルまでとし、差出事業所名の下の2本の横線の間隔は、1ミリメートルから2ミリメートルまでとします。差出事業所名は、郵便物の外部に差出人の氏名及び住所又は居所を明瞭に記載するものにあっては、これを省略することができます。



径は、2センチメートルから3センチメートルまでとし、差出事業所名の下の2本の横線の間隔は、1ミリメートルから2ミリメートルまでとします。差出事業所名は、郵便物の外部に差出人の氏名及び住所又は居所を明瞭に記載するものにあっては、これを省略することができます。

枠内の下部2分の1以内の部分には、差出人の業務を示す広告及び装飾のための簡単な模様又はこれに類する事項(差出人を示すものに限ります。)を記載することができます。

差出事業所名

料金別納郵便

枠線の外側の大きさは、縦及び横のそれぞれが2センチメートルから3センチメートルまでとし、差出事業所名の下の2本の横線の間隔は、1ミリメートルから2ミリメートルまでとします。差出事業所名は、郵便物の外部に差出人の氏名及び住所又は居所を明瞭に記載するものにあっては、これを省略することができます。

枠内の下部2分の1以内の部分には、差出人の業務を示す広告及び装飾のための簡単な模様又はこれに類する事項(差出人を示すものに限ります。)を記載することができます。

イ 7日程度送達余裕承諾をしたもの



径は、2センチメートルから3センチメートルまでとし、差出事業所名の下の2本の横線の間隔は、1ミリメートルから2ミリメートルまでとします。差出事業所名は、郵便物の外部に差出人の氏名及び住所又は居所を明瞭に記載するものにあっては、これを省略することができます。

差出事業所名

料金別納郵便

枠線の外側の大きさは、縦及び横のそれぞれが2センチメートルから3センチメートルまでとし、差出事業所名の下の2本の横線の間隔は、1ミリメートルから2ミリメートルまでとします。差出事業所名は、郵便物の外部に差出人の氏名及び住所又は居所を明瞭に記載するものにあっては、これを省略することができます。

差出事業所名料金別納郵便

径は、2センチメートルから3センチメートルまでとし、差出事業所名の下の2本の横線の間隔は、1ミリメートルから2ミリメートルまでとします。差出事業所名は、郵便物の外部に差出人の氏名及び住所又は居所を明瞭に記載するものにあっては、これを省略することができます。

枠内の下部2分の1以内の部分には、差出人の業務を示す広告及び装飾のための簡単な模様又はこれに類する事項(差出人を示すものに限ります。)を記載することができます。

差出事業所名

料金別納郵便

枠線の外側の大きさは、縦及び横のそれぞれが2センチメートルから3センチメートルまでとし、差出事業所名の下の2本の横線の間隔は、1ミリメートルから2ミリメートルまでとします。差出事業所名は、郵便物の外部に差出人の氏名及び住所又は居所を明瞭に記載するものにあっては、これを省略することができます。

枠内の下部2分の1以内の部分には、差出人の業務を示す広告及び装飾のための簡単な模様又はこれに類する事項(差出人を示すものに限ります。)を記載することができます。

(2) 料金後納とするもの

ア 3日程度送達余裕承諾をしたもの



径は、2センチメートルから3センチメートルまでとし、差出事業所名の下の2本の横線の間隔は、1ミリメートルから2ミリメートルまでとします。差出事業所名は、郵便物の外部に差出人の氏名及び住所又は居所を明瞭に記載するものにあっては、これを省略することができます。

差出事業所名

料金後納郵便

枠線の外側の大きさは、縦及び横のそれぞれが2センチメートルから3センチメートルまでとし、差出事業所名の下の2本の横線の間隔は、1ミリメートルから2ミリメートルまでとします。差出事業所名は、郵便物の外部に差出人の氏名及び住所又は居所を明瞭に記載するものにあっては、これを省略することができます。



径は、2センチメートルから3センチメートルまでとし、差出事業所名の下の2本の横線の間隔は、1ミリメートルから2ミリメートルまでとします。差出事業所名は、郵便物の外部に差出人の氏名及び住所又は居所を明瞭に記載するものにあっては、これを省略することができます。

枠内の下部2分の1以内の部分には、差出人の業務を示す広告及び装飾のための簡単な模様又はこれに類する事項(差出人を示すものに限ります。)を記載することができます。

差出事業所名

料金後納郵便

枠線の外側の大きさは、縦及び横のそれぞれが2センチメートルから3センチメートルまでとし、差出事業所名の下の2本の横線の間隔は、1ミリメートルから2ミリメートルまでとします。差出事業所名は、郵便物の外部に差出人の氏名及び住所又は居所を明瞭に記載するものにあっては、これを省略することができます。

枠内の下部 2 分の 1 以内の部分には、差出人の業務を示す広告及び装飾のための簡単な模様又はこれに類する事項 (差出人を示すものに限ります。) を記載することができます。

イ 7日程度送達余裕承諾をしたもの



径は、2センチメートルから3センチメートルまでとし、差出事業所名の下の2本の横線の間隔は、1ミリメートルから2ミリメートルまでとします。差出事業所名は、郵便物の外部に差出人の氏名及び住所又は居所を明瞭に記載するものにあっては、これを省略することができます。

差出事業所名

料金後納郵便

枠線の外側の大きさは、縦及び横のそれぞれが2センチメートルから3センチメートルまでとし、差出事業所名の下の2本の横線の間隔は、1ミリメートルから2ミリメートルまでとします。差出事業所名は、郵便物の外部に差出人の氏名及び住所又は居所を明瞭に記載するものにあっては、これを省略することができます。



径は、2センチメートルから3センチメートルまでとし、差出事業所名の下の2本の横線の間隔は、1ミリメートルから2ミリメートルまでとします。差出事業所名は、郵便物の外部に差出人の氏名及び住所又は居所を明瞭に記載するものにあっては、これを省略することができます。

枠内の下部2分の1以内の部分には、差出人の業務を示す広告及び装飾のための簡単な模様又はこれに類する事項(差出人を示すものに限ります。)を記載することができます。

差出事業所名

料金後納郵便

枠線の外側の大きさは、縦及び横のそれぞれが2センチメートルから3センチメートルまでとし、差出事業所名の下の2本の横線の間隔は、1ミリメートルから2ミリメートルまでとします。差出事業所名は、郵便物の外部に差出人の氏名及び住所又は居所を明瞭に記載するものにあっては、これを省略することができます。

枠内の下部2分の1以内の部分には、差出人の業務を示す広告及び装飾のための簡単な模様又はこれに類する事項(差出人を示すものに限ります。)を記載することができます。

(3) 料金計器別納とするもの

ア 3日程度送達余裕承諾をしたもの

- (ア) 広告郵便物
 - 料金計器による印影の傍らに明瞭に「広告郵便」の文字
- (4) 区分郵便物
 - 料金計器による印影の傍らに明瞭に「区分郵便」の文字
- (ウ) 第三種郵便物
 - 料金計器による印影の傍らに明瞭に「第三種郵便」の文字
- イ 7日程度送達余裕承諾をしたもの
 - (ア) 広告郵便物
 - 料金計器による印影の傍らに明瞭に「広告郵便・特」の文字
 - (4) 区分郵便物
 - 料金計器による印影の傍らに明瞭に「区分郵便・特」の文字
 - (ウ) 第三種郵便物
 - 料金計器による印影の傍らに明瞭に「第三種郵便・特」の文字

- 2 1の表示中に記載する広告及び装飾のための簡単な模様又はこれに類する事項(差出人を示すものに限ります。)は、次に掲げるもの以外のものとしていただきます。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
 - (2) 法令の規定に違反するもの
 - (3) 郵便事業の信用又は品位を害するもの
 - (4) その他差出事業所において不適当と認めるもの
- 3 1の(1)のイ、(2)のイ又は(3)のイの(7)若しくは(4)に掲げる表示をした郵便物で、その左側部の縁端のその表示 (1の(3)のイの(7)又は(4)に規定する表示をするものにあっては、料金計器による印影。以下同じとします。)に近い部分に黒色の縦線及びその上部の縁端のその表示に近い部分に黒色の横線(横に長い郵便物にあっては、その上部の縁端のその表示に近い部分に黒色の横線及びその右側部の縁端のその表示に近い部分に黒色の縦線)を表示したものは、それぞれ1の(1)のア、(2)のア又は(3)のアの(7)若しくは(4)に掲げる表示をしたものとみなします。